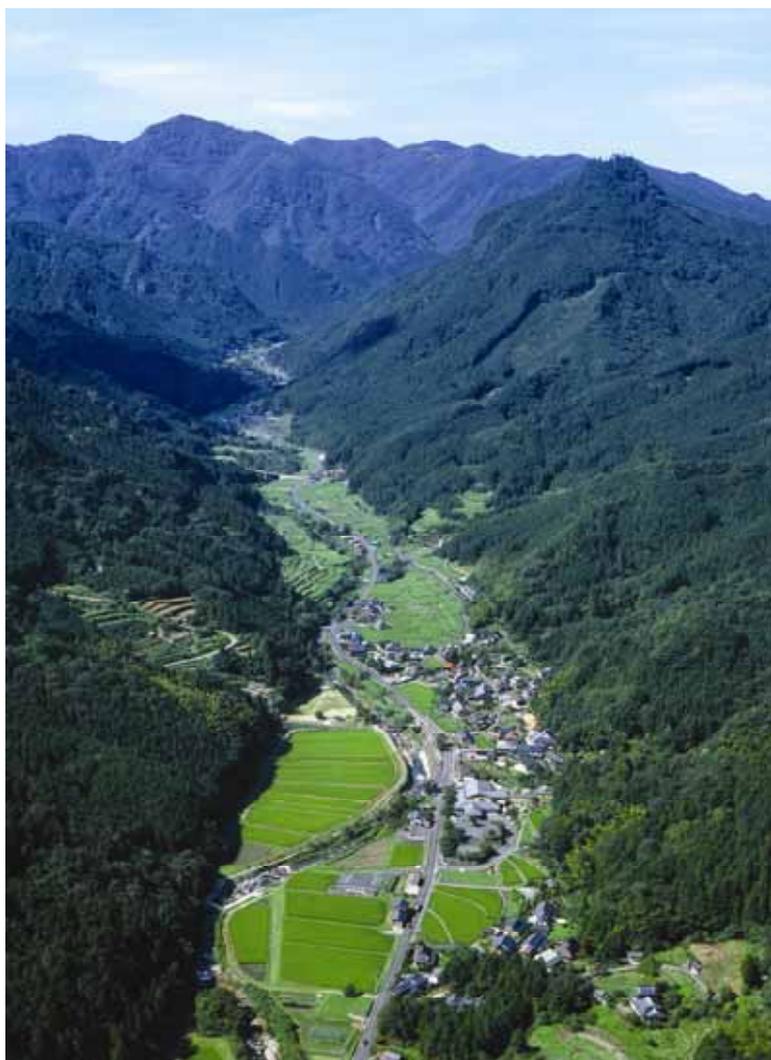


求菩提山文化的景觀保存計畫



平成 21 年 3 月 13 日

豐 前 市

目 次

．沿革と目的	1
1．計画策定に至る経緯	1
2．計画の目的	1
3．検討体制	2
．文化的景観保存調査の概要	4
1．文化的保存調査の対象範囲	4
2．求菩提地区の概要	6
3．文化的景観の価値の分析	16
．文化的景観保存活用計画	21
1．基本的な考え方	21
1-1．基本方針	22
1-2．計画の流れ	23
2．求菩提地区の景観形成	24
3．文化的景観の保護	25
4．運営マスタープラン	39
4-1．保存管理プラン	40
4-2．整備活用プラン	44
4-3．管理・活用運営プラン	48

．沿革と目的

1．計画策定に至る経過

古くから豊前のシンボルとして親しまれている求菩提山は、山岳修験道の遺跡として、平成 13 年 8 月に史跡「求菩提山」として国の指定を受けた。史跡の麓には求菩提山の修験道文化と深い関係を持つ集落が存在し、長い歴史の中で形成された農村景観や自然景観が人々の生活と強い結びつきを持ちながら残され、伝統的な日々の営みが現在も継続している。

こうした景観はその土地に係わってきた人々の生きてきた証として残されたもので、将来にわたって文化的景観として保全することが重要と考えられる。

平成 16 年 6 月に定められた景観法によって景観計画区域や景観地区等に選定された地区にある文化的景観を保存し、適正な制限のもとに多様な景観形成が図られることとなった。平成 17 年には一部改正された文化財保護法に重要文化的景観が位置づけられるなど、良好な景観の形成、文化的景観の保護についての法制度の充実・強化が図られてきている。

平成 19 年度までの調査では、史跡の周辺地域を中心とした景観計画区域・重要文化的景観の選定と、文化的景観保存計画・景観計画・景観農業振興計画等の策定のために現地踏査を行い、地域における景観要素の種類や保存状況及び景観要素の関連性を抽出し求菩提地区の景観の特徴を把握しており、史跡「求菩提山」の景観と一体となった求菩提地区の農村景観の維持と地域営農の両立を図り、「求菩提地区文化的景観保存計画」を策定するに至った。

2．計画の目的

本計画は、かつての山伏の生活を描いた「豊州求菩提山絵図」に記された社や集落、農耕地などが良好に保存されているとともに、地域的な民家や農村形態を色濃く残しながら日々の営みが継続されている稀有な文化的景観である「求菩提地区の農村景観」を保存・活用し、次世代に継承することを目的とし、豊前市における文化的景観の保護の方針を定め、広く国民の文化向上に寄与しようとするものである。

3. 検討体制

保存計画の策定にあたっては、有識者と地元住民及び市関係部局で構成する委員会組織と市役所内関係各課係等で検討し、また、地元での住民説明会を開催するなどして策定する。

(1) 委員会組織

保存計画の策定に際しては、委員会を開催し内容の検討を行う。事務局は、豊前市教育委員会文化芸術係が担当する。

委員	氏名	所属
	西谷 正	九州大学名誉教授
	宮本 雅明	九州大学芸術工学研究院教授
	重松 敏則	九州大学芸術工学研究院教授
	段上 達雄	別府大学文化財学科教授
	飯沼 賢司	別府大学文化財学科教授
	信安 廣太	産家区代表
	信安 照雄	産家区代表
	畑 康穂	烏井畑区代表
	畑 日出年	烏井畑区代表
	池田 直明	豊前市財務課長兼総合政策課長
	山下 正	豊前市農林水産課長
	福丸 和弘	豊前市まちづくり課長

	本 中 眞	文化庁主任文化財調査官
--	-------	-------------

事務局	氏名	所属
	森重 高岑	豊前市教育委員会教育長
	寺光 正博	教育課課長
	恒藤 俊輔	求菩提資料館館長
	坂梨 裕子	教育課文化芸術係長
	棚田 昭仁	教育課文化芸術係

* 上記は平成 20 年度

(2) 住民説明会の開催

住民説明会は、文化的景観保存計画の対象地区内の各地区で開催し、文化的景観保存計画の制度の説明と併せて、同地区を対象として計画策定を進める「豊前市景観計画」の説明を行い、また今後策定を検討している「景観農業振興地域整備計画」の制度の概説を行なった。またワークショップを開催し住民のご意見を内容に反映させる。

年 月 日	地 区	項 目
平成 20 年 4 月 18 日	産 家	文化的景観保存計画・景観計画・景観農業振興地域計画の概要説明
平成 20 年 6 月 19 日	鳥井畑	文化的景観保存計画・景観計画・景観農業振興地域計画の概要説明
平成 20 年 6 月 20 日	産 家	文化的景観保存計画・景観計画・景観農業振興地域計画の制度の説明
平成 20 年 6 月 21 日	鳥井畑	文化的景観保存計画・景観計画・景観農業振興地域計画の制度の説明
平成 20 年 7 月 19 日	産 家	景観計画の内容・アンケート
平成 20 年 9 月 17 日	鳥井畑	景観計画の内容・アンケート

・ 文化的景観保存調査の概要

1 . 文化的保存調査の対象範囲

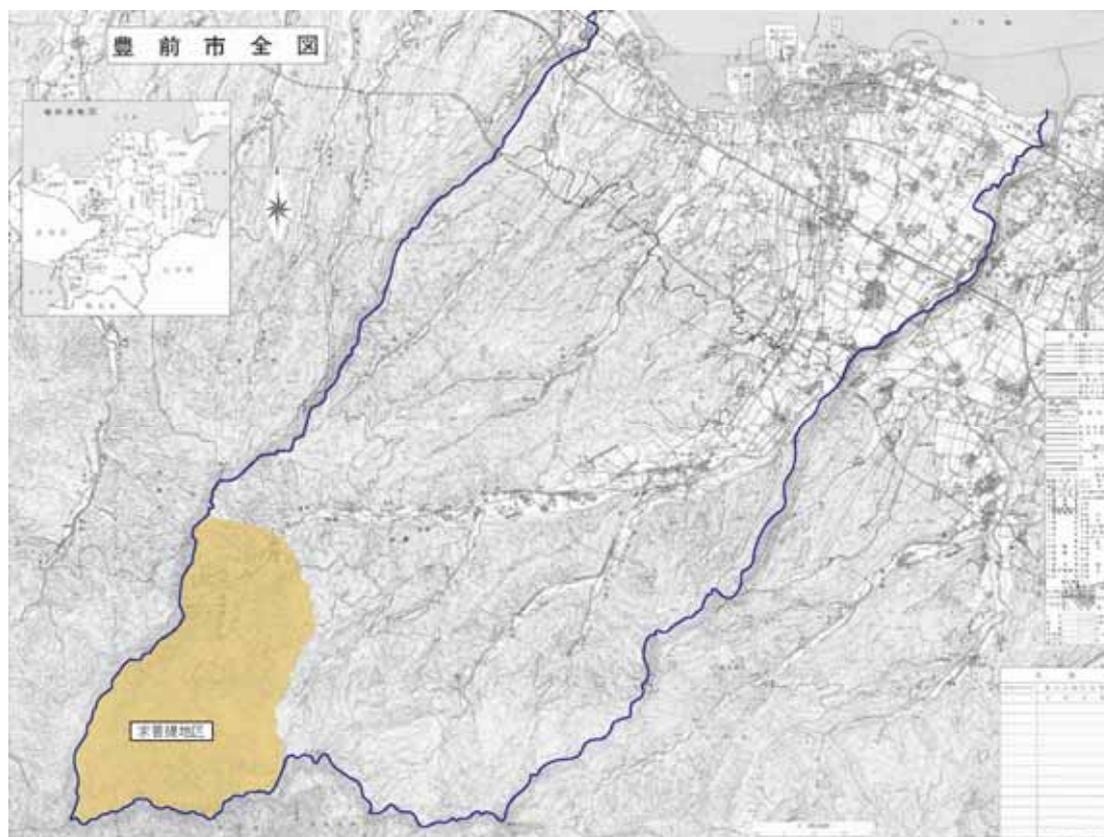
(1) 位置

豊前市は、福岡県の東南端に位置し、南に修験道の遺跡で知られる求菩提山、天然記念物「ツクシシャクナゲ」の自生地である犬ヶ岳をひかえ、ここに源を発する岩岳川を中心に豊前平野が扇状に開け、北は波静かな周防灘に面している。

明治 22 年 4 月市町村施行により築城郡角田村、上毛郡内に八屋町ほか 8 町村が設置された。明治 29 年には、築城、上毛両郡が合併し築上郡となり、昭和 30 年 4 月には、八屋町、角田村、山田村、三毛門村、黒土村、千束村、横武村、合河村、岩屋村の 9 町村が合併して今日の豊前市の形がつけられた。

主要交通網としては、国道 10 号および JR 日豊線によって構成される東九州ルートが通り、北九州とは北西 45 k m、大分県中津市とは南東 7 k m の位置関係にあり、京築地域南部の中心都市として位置している。

求菩提地区は求菩提山の山麓にあって、篠瀬、鳥井畑、産家の 3 つの地区からなる。鳥井畑地区には「一の鳥居」跡があり求菩提山の東の登山口である。求菩提資料館に収蔵されている「豊州求菩提山絵図」は明和元年（1764 年）に製作されたが、当時の求菩提山と山麓の様子をよく表している。



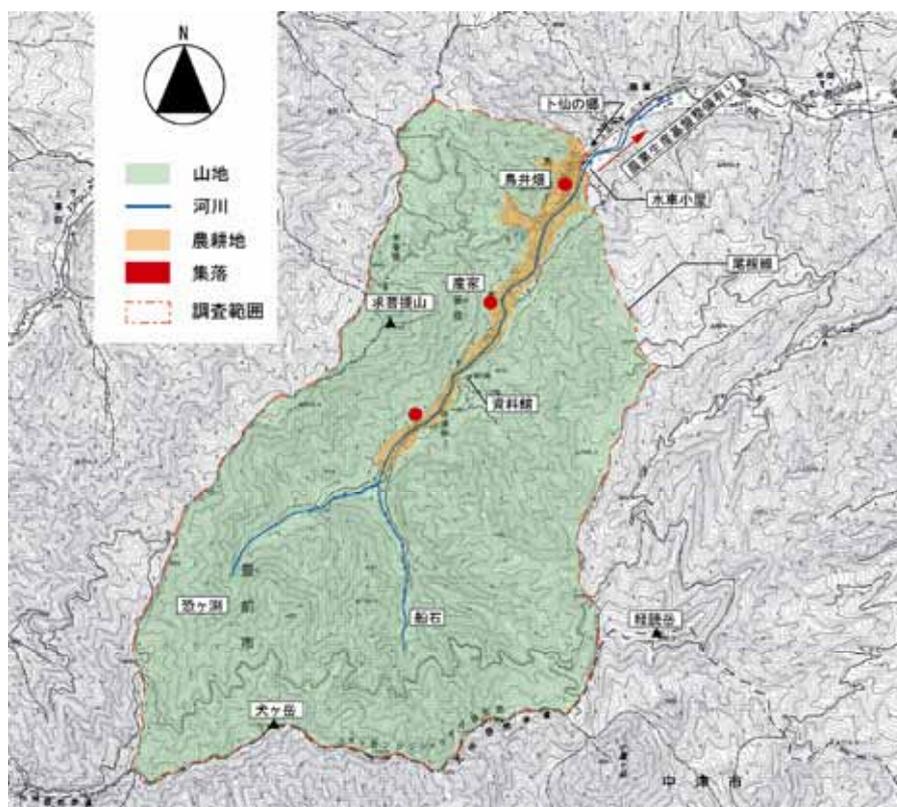
求菩提地区位置図

(2) 対象範囲

文化的景観保存調査の対象範囲は、文化的景観保存計画と同一範囲とし、求菩提山一帯の「豊州求菩提山絵図」において、描かれた区域を対象とすることを基本に、自然地形や現在の公図に基づく土地の境界などを目安に範囲設定を行った。具体的には、鳥井畑地区及び産家地区の範囲で耕作地・居住地を中心に、東側の丘陵部はおよそ山の稜線まで、西側及び南側の境界は求菩提山から犬ヶ岳山頂を通る行政界まで、北側はほ場整備が行われていない大字境界に設定した。

保存調査（保存計画）の対象範囲は、全域を重要文化的景観の選定を申し出る範囲とすることを目標としており、景観法に基づく景観計画区域も同様の範囲である。

なお、文化的景観保存計画の対象範囲は、今後さらに調査検討を重ね、適宜必要な見直しを講ずるものとする。



求菩提地区景観調査範囲図



豊州求菩提山絵図



2. 求菩提地区の概要

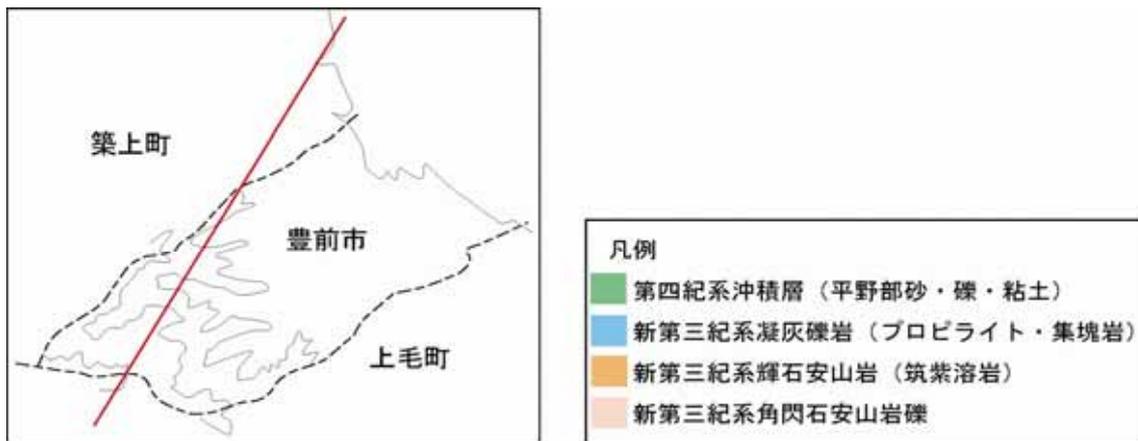
(1) 自然

地形・地質

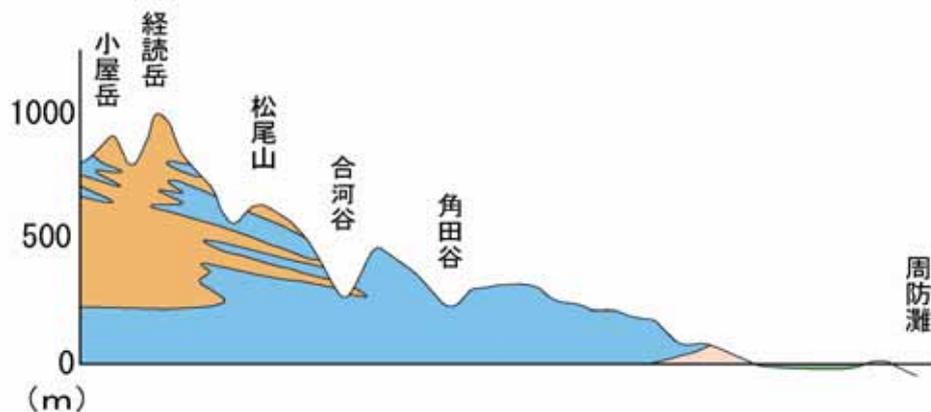
犬ヶ岳・求菩提山付近一帯の地質は、かつて頼山陽が「天下に比類なし」と世に絶賛したといわれる耶馬溪と同質のもので、小規模ではあるが景観奇勝を求めれば捨てがたいものが各所に見られる。

犬ヶ岳の標高は1,131mで、その東側約3.5kmを隔てて992mの経読岳、さらにその東側に807mの雁股山、624mの瓦岳、597mの大平山が連なる。

この犬ヶ岳から海岸に至るまでの間に、浸食残丘の求菩提山(728m)がある。求菩提地区の集落は、犬ヶ岳から海岸までの間に発達した洪積世の段丘上にできたものである。犬ヶ岳登山口より南側の山地は新第三紀系輝石安山岩で構成され、登山口より北側では南北に伸びる集落と平行して新第三紀系凝灰礫岩と新第三紀系輝石安山岩が交互に並び、鳥井畑地区には新第四紀系沖積層が見られる。地質断面図では新第三紀系凝灰礫岩を下層として、その上層部を新第三紀系輝石安山岩が覆う地層となっている。このため、南側の山地に降った雨水が新第三紀凝灰礫岩と新第三紀輝石安山岩の層間を流れ、地表にしみだし、この地区に豊富な水資源を供給している。この水資源が求菩提地区の棚田の発達に大いに関係していると考えられる。



断面位置図



求菩提地区周辺地質断面図

水系・水質

求菩提地区の水系には、山地より南北に流れる河川と棚田の用水路などがある。なかでも、求菩提地区を流れる岩岳川は、犬ヶ岳を源流とし中流部で佐井川と分派し豊前市の都市部を流下して周防灘に流れる流域面積 36.9 k m²、総延長約 20 kmの河川である。山地部では急峻な地形のため大小の滝や淵があり、集落部に至っては、緩やかな流れとなり良好な景観を形成している。大きな汚染源がなく水質は良好でヤマメ等も生息する。求菩提地区の棚田の大部分は、この良好な水質の岩岳川からの堰上げと長大な用水路及び沢水からの取水に依っている。

植物相

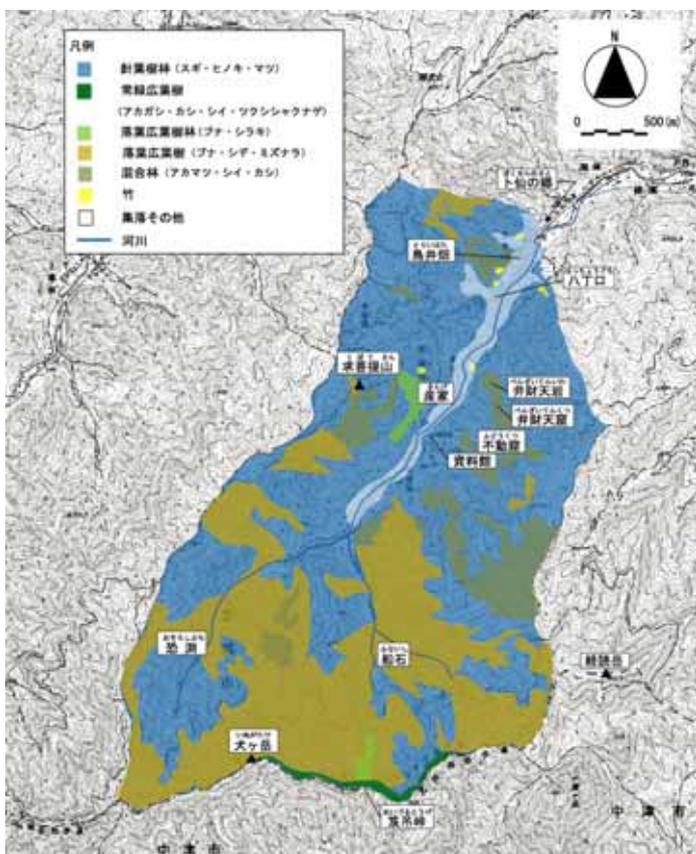
犬ヶ岳の山頂から経読岳に続く標高 750m 以上の尾根線周辺はアカガシ・カシ・シイなどの自然度の高い常緑広葉樹の森林である。また国の天然記念物にも指定されたツクシシャクナゲが自生している。700m 以上の尾根筋に樹高 20m を超えるブナやシラキの高木林が成立し、その林床はクマザサが一面を被っている。犬ヶ岳中腹にシデ等の落葉広葉樹やシイ・カシなどの常緑広葉樹が混交した森林があるが戦後拡大造林期にこれらの広葉樹林を伐採し植林された若い杉林や桧林が大きな面積を占めている。

岩岳川の川辺には別名ジシバリと呼ばれる多年生草本のツルヨシの群落が見られる。

求菩提地区の特別な植物は

ツクシシャクナゲ	つつじ科	国指定天然記念物	犬ヶ岳
ヒメシャガ	あやめ科	県指定天然記念物	求菩提山
ボダイジュ	しなのき科	県指定天然記念物	求菩提山

などが挙げられる。



植物相



ツクシシャクナゲ



ヒメシャガ

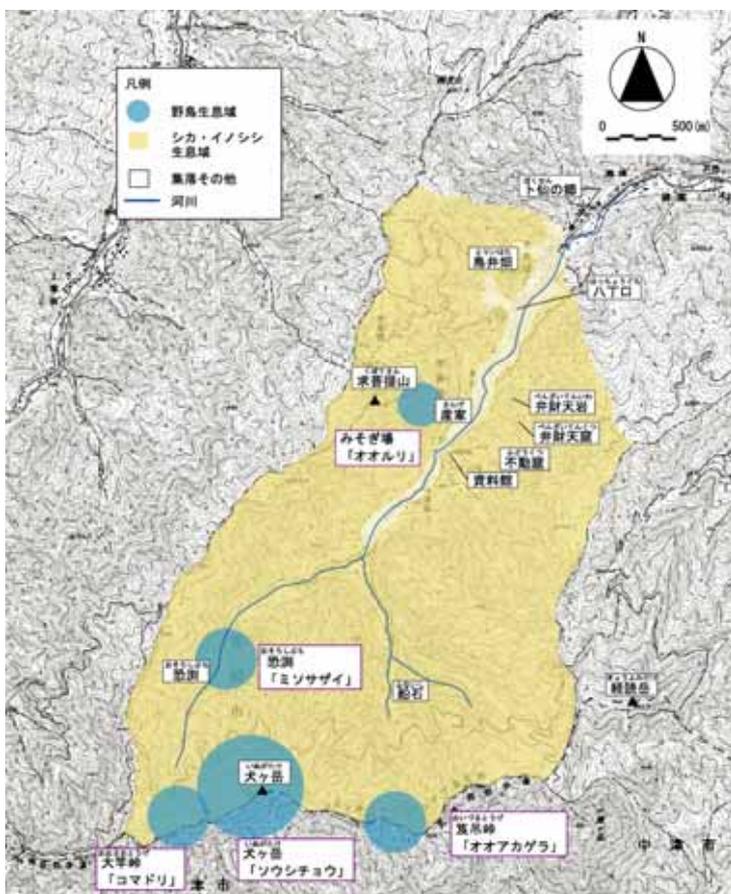


ボダイジュ

動物相

求菩提山・犬ヶ岳は自然公園の特別地域に指定されており、部分的にはスギ、ヒノキの人工林や伐採後の萌芽林も見られるが、アカガシ林、ブナ林、シデ林等に囲まれ、野鳥にとっては四季を通じてすばらしい生息環境となっている。近年その数が減少しているオオアカゲラ、アオゲラのキツツキ類やホトトギス、カッコウ、ツツドリ、ジュウイチの多種類の野鳥が見られる。特定の地域で見られる野鳥は、みそぎ場周辺のオオルリ、シデ林に囲まれた恐淵（おそろしぶち）流域のミソサザイ、中腹以高のブッシュで多く見られる中国原産のソウシチョウ、大竿峠のコマドリ等があげられる。

その他の動物として、ニホンザル・ムササビ・タヌキ・テン・ニホンイノシシ・ニホンジカなどがあげられ、地域の山地全体を生息域としている。聞き取り調査によると、これらの動物のうち、シカ・イノシシは約 30 年前から見られるようになり、近年急増している。この為、農作物（特に稲作）に対する被害が深刻化しており、求菩提地区における文化的景観の保存にとって大きな課題である。



動物相



オオルリ



ミソサザイ



オオアカゲラ



コマドリ



ソウシチョウ
8

(2) 歴史

求菩提地区の歴史

求菩提地区は修験道遺跡である求菩提山とその麓に広がる棚田、茶畑等の農耕地など人々の営みによって特色ある文化的景観が形成された。また、明和元(1764)年に製作された「豊州求菩提山絵図」には求菩提山と自然・建物・農地・河川の様子が描かれているが、現在の求菩提地区の景観と類似点が多く、江戸時代中期からの土地利用を基本的に継承しながら景観を形成している。

「求菩提山縁起」によれば猛覚魔ト仙なる人物が西暦526年に求菩提山を開き、12世紀中頃には「一山五百坊」とも言われる天台宗の修験道場として再興された。明和八(1746)年の「上毛郡覚帳」には求菩提山の人口を647人と記載されているが、江戸後期から衰退し、明治十一年には107戸、大正十五年11戸、昭和三十二年3戸となり、平成十一年全山無住となった。

鳥井畑集落の「ト仙の郷」入り口前には大鳥居跡が現在でも残っていて、求菩提山にとって古くから関係の深い集落として、物資や労働力の供給を行う大切な役割を果たしていた。

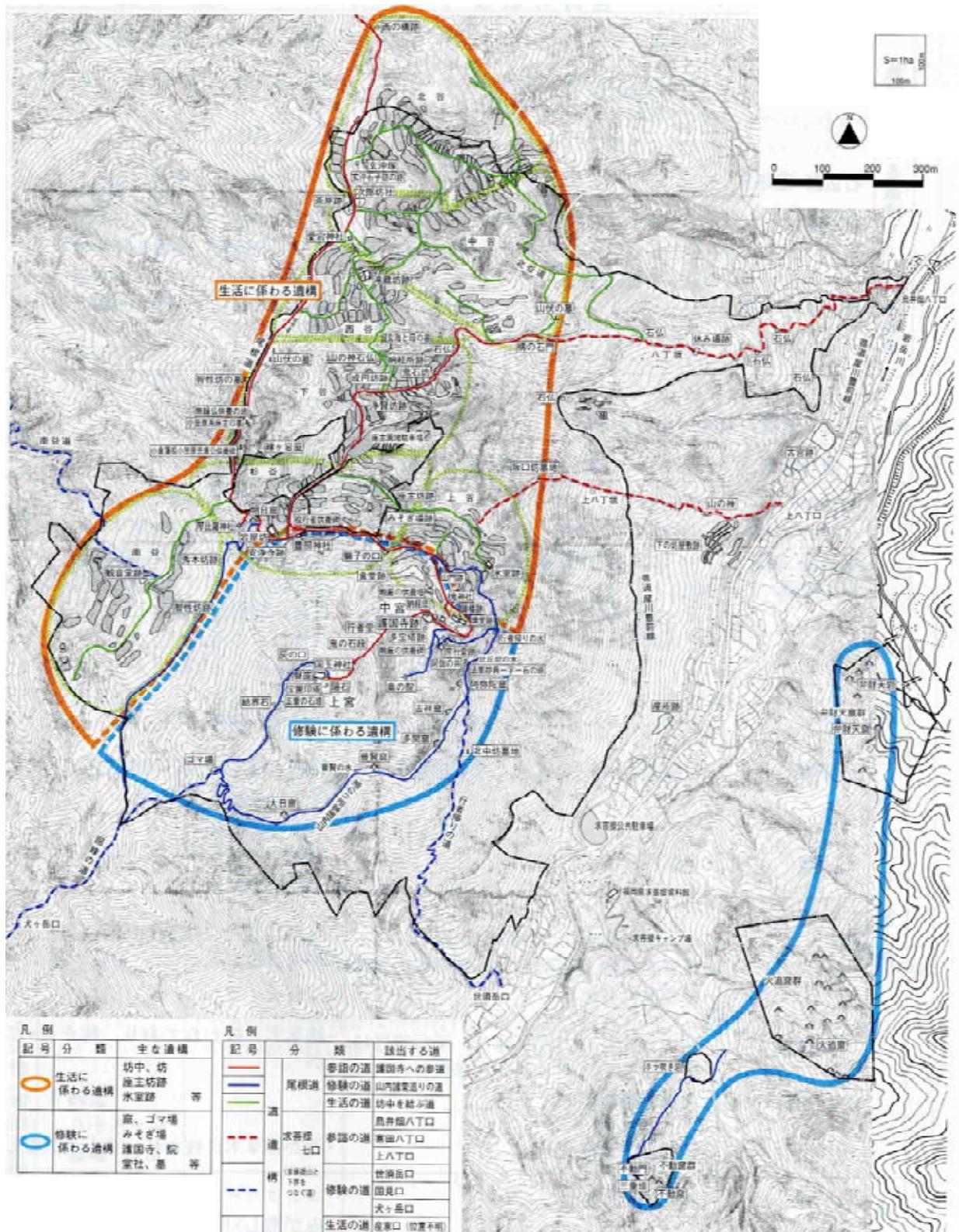
文化財

歴史的遺構や伝統行事は求菩提山中に多いが、大山祇神社の岩戸神楽など求菩提地区の集落にも見ることができる。

求菩提地区の文化財

名称	所在地	管理者
国宝		
銅板法華経・銅管	太宰府市石坂4-7-2(九州国立博物館)	国玉神社
国指定史跡		
求菩提山	求菩提	豊前市
国指定重要文化財		
豊前市求菩提山経塚出土品	鳥井畑247(求菩提資料館)	豊前市
国指定天然記念物		
犬ヶ岳ツクシシャクナゲ自生地	犬ヶ岳	農林省
県指定有形文化財		
求菩提山文書	鳥井畑247(求菩提資料館)	豊前市
県指定有形民俗文化財		
盲僧琵琶(ささびわ・付属品・文献二冊)	鳥井畑247(求菩提資料館)	求菩提資料館
求菩提山修験道遺品	鳥井畑247(求菩提資料館)	豊前市
県指定無形民俗文化財		
求菩提山のお田植祭	求菩提 国玉神社中宮	国玉神社
豊前市の岩戸神楽(岩屋神楽講)	鳥井畑 大山祇神社	豊前市
県指定天然記念物		
求菩提山のポダイジュ	求菩提 国玉神社境内	豊前市
求菩提山のヒメシャガ	求菩提 求菩提山	豊前市
市指定有形文化財		
覚魔社社殿	鳥井畑597 大山祇神社境内	大山祇神社

出典：「求菩提」豊前市文化財調査報告書 第8集(1992)に一部加筆



出典：『史跡「求菩提山」整備基本計画』（豊前市教育委員会，2003年）

求菩提山の歴史的遺構

(3) 生業・生活

棚田の土地利用・水利・石垣

求菩提の棚田は、岩岳川に沿った緩やかな傾斜の台地に分布し、美しい景観を形成している。また鳥井畑の八丁口付近では、沢から直接取水した三ツ手・二ツ手形状の急傾斜の棚田が広がる。棚田のうち水田の占める割合は28%、畑20%、茶畑10%、杉・桧植林地24%、荒地10%、休耕地8%である。

地区の棚田の大部分は堰上げにより取水を行っている。上流の吉原上井堰から下流の前田井堰まで11ヶ所の堰があり、これらの堰で取水された水は用水路を通り棚田に供給される。供給された水は田越しにより棚田を潤し、再び岩岳川に放流されている。

堰上げの代表例としては、求菩提資料館下の一の渡井堰から堰上げされた水は、産家集落を通り棚田に水を供給し再び岩岳川に戻る。その全長は約800mにおよび、長大で複雑な用水路によって利水が行われている。しかし下流の鳥井畑の右岸側では非耕作地が目立ち、水路が機能していないところも認められる。また、下流の八丁口の棚田では、岩岳川の支流である沢水から直接取水し田越しの水系とした棚田がひろがっていたが、現在は上流から杉・桧の植林が進んでいる。これらの原因としては、従来田植え前の堰上げや水路の清掃・落とし口の整備・管理用道路の整備を集落単位で行ってきたが、過疎化や高齢化による労働力の低下によって十分な管理が行き届かなくなったこと。植林などによる生態系の変化にともなうシカ、イノシシ、サル等による耕作物への被害や鹿垣等の整備に対する労働力の不足などが挙げられる。

求菩提地区の棚田の石垣は自然石をそのまま積む野面積みであるが、鳥井畑では丸い川石が比較的多く使用されているのに対し、上流の産家の棚田では川石と山石が混在している。棚田の角部分では野面石を丸く積み上げる形式と、細長い石を直角に交互に積み角をはっきりと見せる算木積形式



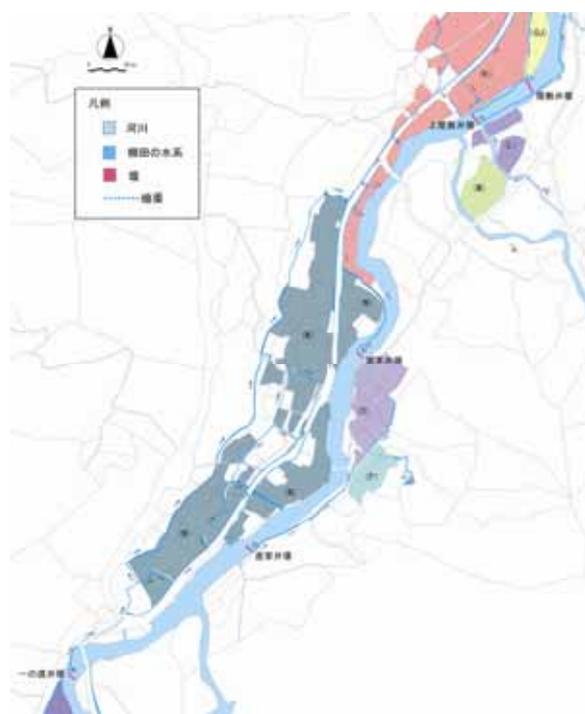
伝統的な石垣



ゴボウ石

棚田の利用状況

棚田の土地利用	割合 (%)
水田	28
畑	20
茶畑	10
植林	24
荒地	10
休耕地	8



求菩提地区水利図 産家地区

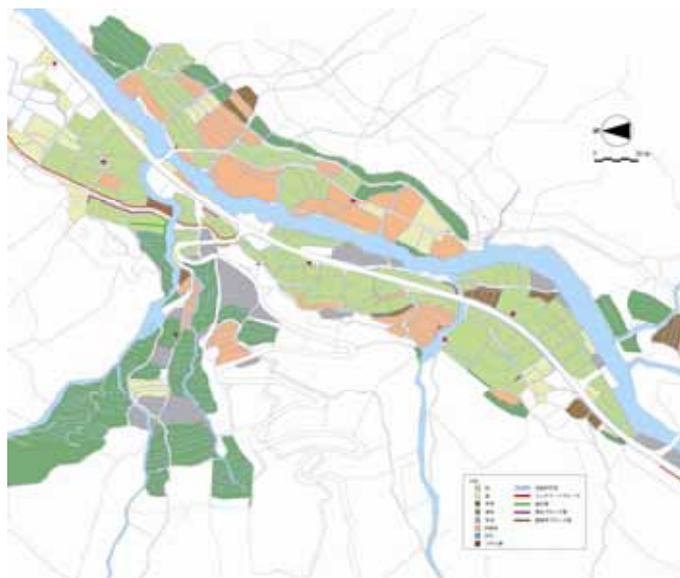
が見られる。延長の長い石垣には上下の水田の行き来の為に階段状に石を突き出した「ゴボウ石」や、石垣の所々に奥行き深い要石を配するなど高い石積み技術が見られる。

ツチ小屋

求菩提地区では、農地の畦畔に農作業用具等を保管するための「ツチ小屋」が約30棟分布している。ツチ小屋は3方を石積み壁とし前面を開放し、その上に小屋を組んで屋根を掛ける構造である。屋根材は現在トタンが多いが草葺が伝統的な屋根材であった。



求菩提地区の石造ツチ小屋



八丁登山口付近の土地利用とツチ小屋の分布（赤四角）

年中行事・農事暦

求菩提地区には修験道信仰に伴う祭りや稲作等の生業に関する年中行事が色濃く残っている。地区の特徴的な行事としては、求菩提山関連では「お田植え祭」3月、「岩戸神楽」10月、農耕関連では「いぜうち」・「通水」4月、「水あて」・「さなぼり」5月、「土用ほし」7月、「落水」9月等が挙げられる。

集落と建築

求菩提地区の住宅では、敷地には主屋と、主屋と並んで棟を主屋と平行にしたマヤ（馬屋）が配置される伝統的な配置形式が多く見られる。

調査地区の建物の屋根は昭和40年代から茅葺から桧瓦葺に葺替えられて、昭和50年代前半には殆どの住宅が瓦葺きになったが、梁・桁より下の軸組みは当初のままで、壁は真壁漆喰塗りで腰に縦板を張り、平側の壁を幅1間奥行き半間ほど引き込んで玄関を作る求菩提山の坊（山伏の住宅）に見られる伝統的な外観を持つ住宅が多く残されている。茅葺の建物は2棟現存する。今回の保存調査によって、調査地区の大部分の建物が建築後約40～50年を経過したもので、屋根や外壁、内部の改修を行いながら利用してきたことが明らかになった。調査地区の住宅敷地には主屋の他に主屋に接して「マヤ」（馬屋）や車庫・倉庫が配置されることが多い。農具小屋は敷地内でなく農地の畦畔に多く建てられており、石積みで壁を作り草葺の屋根（現在はトタン葺）のいわゆる「ツチゴヤ」が棚田の中に配置され、特徴的な景観をなしている。



伝統的な屋敷構え

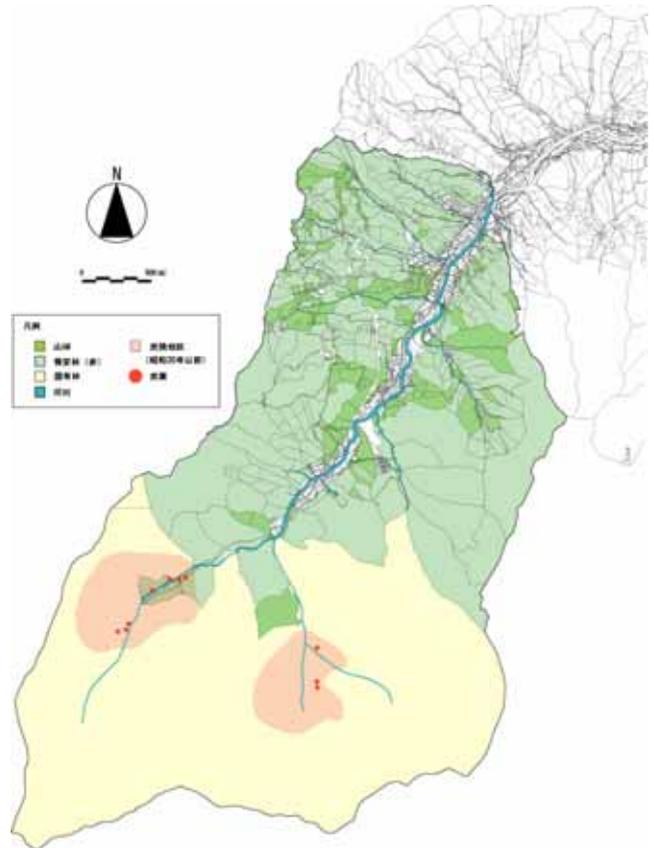
寺社は求菩提山中の社殿を明治二十五（1993）年に移築した大山祇神社が本殿・拝殿のほかには神楽殿と楽屋を配置しており付属する覚魔社とともに独特で特徴的な景観である。

石造物の分布

石造物の多くは鳥井畑地区に分布している。石造物を分類すると、石仏 63 体、五輪塔 19 基、石塔 1 基、板碑 10 基、石祠 1 基が分布する。石仏及び石塔は東大鳥居を起点とする登山道沿いに分布しており、五輪塔及び板碑は鳥井畑の集落内に見られる。また、石祠は産家集落内の山側におかれている。多くの墓地は、家の近くの高台に単独で建てられている。

山地の土地利用

求菩提地区の山地 1164ha の内、犬ヶ岳山腹の国有林が約半分の 596ha を占めている。また、現状変更許可制の保安林は 450ha (39%) を占め、公有林 102ha、民有林 348ha からなり、残り 118ha (10%) を山林が占め、公有林 3ha、民有林 115ha からなる。したがって、求菩提地区の山地の 90% は開発に規制のかかる区域となっている。



山地の土地利用

植生の変遷

下に示した 2 枚の写真は、八丁口の棚田の昭和 47 年と平成 17 年の航空写真である。昭和 47 年の山中まで耕された棚田は、その後の植林によって姿を消し、また、棚田に植えられた杉によって壊された水路の為に、下流の棚田においても水田耕作が困難になり、果樹の栽培が行われるようになった。また 17 年の棚田の右側に広葉樹林の植生が見られるが、平成 17 年には針葉樹になっているのが認められる。これは、棚田に沿って存在したかつての薪林が植林によって失われ、棚田の周辺まで植林された杉や桧の植生への変化が伺える。また、山地でも広葉樹が減少している。求菩提山上部北側の植生が広葉樹から針葉樹に変化していることが認められる。や多くは荒地となっている。また、上流に設けられた砂防ダムに向かう工事用道路によって、連続する棚田の景観が分断されている。また、沢の右岸の広葉樹林(里山)も、杉の植林の為、面積が大きく減少している。



昭和 47 年撮影



平成 17 年撮影

(4) 地区住民の生活と意識

1. アンケート調査

求菩提山とその周辺の景観に対する住民の意識や意見・要望を把握するために、アンケート調査を行った。このアンケートは主に、景観を構成する自然、棚田などに対する考えや、棚田の将来像について質問するものであり、各世帯の「世帯主」に対するものと、その「家族」に対するものの2つの方法で行った。

世帯主へのアンケート

調査対象：求菩提山周辺（鳥井畑地区・産家地区）56世帯の世帯主

調査方法：郵送による配布・回収

調査時期：平成18年6月

回収状況

配布数	回収票数	回収率
56	27	48%

家族へのアンケート

調査対象：求菩提山周辺（鳥井畑地区・産家地区）56世帯の世帯主以外の家族

調査方法：郵送による配布・回収

調査時期：平成18年6月

回収状況

配布数	回収票数	回収率
92	36	39%

住民の生活と意識

現在の求菩提地区は、終戦前後に生まれた60～70歳代を中心とした各世帯主によって支えられている。ほぼ全ての世帯で棚田を所有しており、農林業従事者の割合は高い。そして、この地区の現状としては過疎化や少子高齢化の傾向が強いことが挙げられる。

住民の意識では棚田が「求菩提らしさ」に占める割合が高い。求菩提地区の棚田は、江戸後期から明治期にかけて築造されたと考えられ、現在においても地区住民のほとんど全てが、これを受け継いできたと考えられる。住民の意識においては、8割の回答が棚田での耕作の継続や、棚田景観の保存・維持を強く希望している。後継者が決定している世帯も見られる。しかし「上から造林が進み水田は無理」といった意見や、品種転換の希望が見られるなど、3割の回答で将来的には棚田景観の保存・維持は難しいと考えていることが把握できる。

棚田オーナー制については、「実現したい」「望ましいことだ」などと、肯定的な意見が4割見られる。また、耕作の継続を希望する意見も、約4割見られるが、これは否定的な意見と言うよりはむしろ、後継者が決まっているなど、棚田耕作の維持に自信がある方の意見と見るべきであろう。さらに、「鹿、猪、たぬき等の侵入防止をやらないとだめ。」といった現実問題の解決を求める意見

も見られた。

地区住民は、棚田景観維持は将来的には難しいと認識している。少子高齢化による後継者不足の問題以外に、シカ・サル・イノシシなどによる獣害の問題、棚田への植林が進む問題などを挙げており、さらに開発や整備などの事業によって、今の自然の景観が破壊されると認識しており、これらの事業に反対する意見が見られた。これらのことに対する行政的支援を求める意見も少なからず見られた。

2. 住民説明会

鳥井畑及び産家の2地区に対して住民説明会を開催し、地域の景観や「文化的景観」について制度の説明や住民意見の把握を行った。

住民説明会は「文化的景観」の他、まちづくり課で策定を進める「豊前市景観計画」、将来的に策定を検討している「景観農業振興地域整備計画」についても制度の説明を行っている。

住民説明会の実施（景観計画と合同開催）

第1回	平成20年3月6日（産家）・8日（鳥井畑）
第2回	平成20年4月18日（産家）・19日（鳥井畑）
第3回	平成20年6月20日（産家）・21日（鳥井畑）
第4回	平成20年7月19日（産家）・9月14日（鳥井畑）

住民説明会で得られた意見

【好ましい景観】	求菩提山の姿 岩岳川や沢 豊かな自然環境 求菩提山や集落の地域文化 棚田の石垣・・・など
【好ましくない景観】	シカやイノシシによる農作物の被害、それに係る柵など 岩岳川の護岸整備と日常的な手入れ不足による荒廃した景観 棚田まで進んだ植林と管理不足による荒れた森林景観 ゴミの不法投棄やポイ捨てなどのゴミ問題と来訪者の問題・・・など
【将来の地域】	住民が安心して元気に暮らせる地域 若者が後継者として残れるような地域 棚田景観をこのまま維持できる地域 岩岳川を以前の様に自然豊かな川にしたい 農業をやって良かったと思える地域 観光や都市との交流と地域産業のバランスが取れている 求菩提山や地域の特色を活かした人を呼べる地域・・・など



住民説明会（鳥井畑）



住民説明会（産家）

3. 文化的景観の価値の分析

(1) 景観単位

当該地区は九州北部の瀬戸内海に面した地域にあり、周防灘に流れ込む岩岳川の源流部にあたる。海から約 23km 遡った場所で、平野部から続き、曲がりくねった谷の最深部であり、地形的にもかつての修験道場として隠れこもった意味合いのある場所となっている。

調査地区の西から南にかけて求菩提山(782m)や犬ヶ岳(1,131m)などの山々が連続した尾根線をつくり山地の景観単位をなしている。

これらを源とする岩岳川とその支流は地区の中央をほぼ南北に流れ、淵や急流、自然な岸辺が美しい景観を作るとともに、棚田の用水として生業との深い関りを持っている。

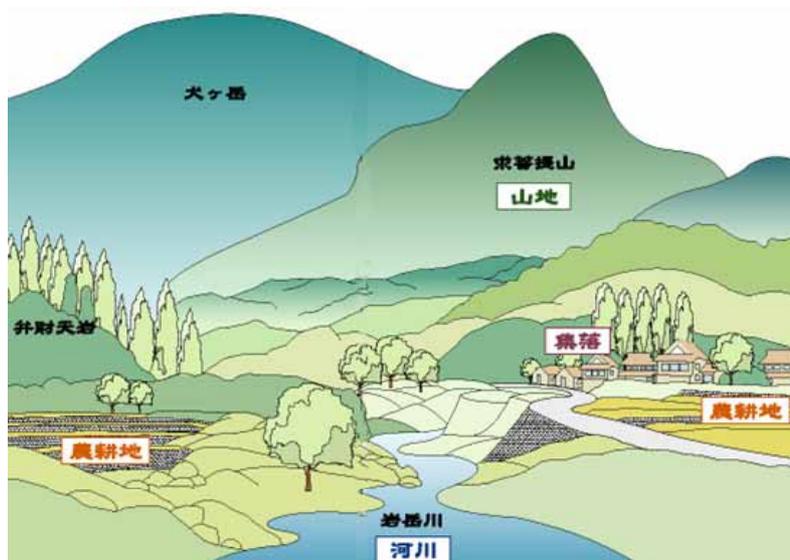
河川の両岸は堰上げと長い水路によって耕作された、石垣の棚田による景観単位をなしている。

また農耕地の上部である田と山林の境には集落の景観がある。

調査地区の景観単位は、主に「山地」「河川」「農耕地」「集落」によって構成されている。

これらは伝統的な土地利用であり、かつては山伏たちが求菩提山の中腹に坊家を構え、一帯で修業を行っていた。現在の農地を中心とした集落は山里の人々によって形成されたものであるが、茶の栽培などに見られるように山伏と里人はある意味それぞれの役割を担いながら、共同で生活していた。「産家」という地名も、山伏の妻たちが出産のために山を下り、そこで子どもを産んでいたことからきているものである。

この地区は単に山々に囲まれた棚田の景観が優れているだけではなく、かつての修験道場とその周辺地域の生活環境の大部分がそのまま残されているものであり、これら伝統的な土地利用を後世に残す必要がある。



求菩提地区景観単位図

(2) 景観構成要素

山林

調査地区における山地の景観単位の中で特徴的な景観要素としては、奥山の尾根筋には連続するブナ林などの落葉広葉樹や溪谷等が挙げられる。農耕地の近くには杉の植林が2～30年前から進み、修験道が盛んであった頃からの里山の景観であるカシ・シイ・アカマツなどの雑木林は、植林が難しい尾根の岩肌部分を除いて少なくなっている。

また、犬ヶ岳の中腹には石積の炭焼き窯の跡が多く見られ、戦後まで炭焼きも地域の重要な産業の一つであったが、現在では山地での炭焼きは行われていない。



炭焼き窯



落葉広葉樹

河川

求菩提地区を流れる岩岳川は、犬ヶ岳を源流とし、川の名の通り岩の多い上流の山間部を抜け中流部で佐井川と分派し豊前市を南から北へ流下して周防灘に流れる流域面積 36.9km²、総延長約20kmの河川である。

河川の景観単位の中で特徴的な景観要素は自然な岸辺や急流や淵の淀みなどの自然的な要素と、堰や堰上げした水を棚田に導く長い水路等の生業に関する要素を挙げることが出来る。また、上八丁口では岩岳川の支流の沢が岩場を流れる急流や淵などの景観を構成している。



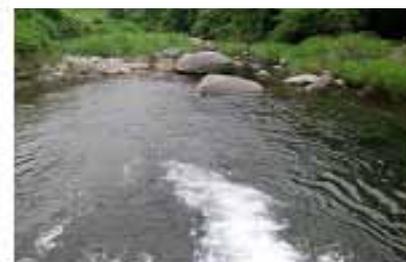
堰上げと水路



自然護岸



堰から棚田へ続く水路



淵

農地

農耕地の景観要素の特徴は岩岳川に沿って緩やかに続く棚田が挙げられる。棚田は野面積の石垣で造られており、棚田の最上部を通る水路から上から順次落とされた水で耕作する。田植え前の堰上げや水路の清掃・落とし口の整備は集落単位で行い、求菩提地区の重要な行事である。石垣や水路の保存状況は良好である。

山伏の修行として各地を回る際には茶を持参しており、江戸時代から茶の栽培が盛んであった。地区では棚田の中に茶畑がところどころに見られ、緑のアクセントをなしている。茶畑は水利条件

の悪い高台に多く、集落の近くで栽培されていることも多い。

ツチ小屋は棚田を耕作するために農具を保管するための石積の小屋で、地区に 30 棟ほど残っており、地区の特徴的な景観の一つとしてあげられる。

柱と壁を石積みとして、その上に小屋組による屋根をかけたものである。現在の屋根はトタン葺きが多いが以前は草葺であった。

地区の石垣は野面積みであるが、鳥井畑地区では丸い川石が多く使用され、上流の産家地区では山石と川石が混在している。棚田の角部分には野面石を丸く積み上げる形式と、算木積にして角をはっきりと出す形式が見られる。延長の長い石垣では途中に上の棚田に直接上られるように「ごぼう石」が石垣面から突き出している。石垣の所々には奥行きが深い「要石」が使われるなど、高い石積みの技術があった。



棚田



茶畑



農小屋（ツチ小屋）



棚田の石垣



集落



石造物（石仏）



お堂



参道の鳥居

集落

地区には鳥井畑と産家の 2 つの集落から構成されるが、岩岳川の上流にも数軒の家が散見される。

伝統的な在来工法の家がほとんどであるが、一部二階建て瓦葺きの建物が多く、かつて昭和初期には一般的であった茅葺きの建物は数軒を数えるのみとなっている。

昭和初めから 40 年代にかけて多くの家が現在の様式に建替えられており、また軸組みを残して屋根のみを瓦葺きに改修している。茅葺民家で構成された集落景観とは異なるが、現在の集落も入母屋の屋並みが農村の伝統的で落ち着いた景観を保つものである。

特に鳥井畑集落には、岩戸神楽が奉納される大山祇神社や寺院のほか、道路に面して石造物である石仏や鳥居など求菩提山の参道の面影が多く残っている。

(3) 景観に係る歴史的資料

求菩提山にはかつて山伏たちが修業を積み重ねた資料が数多く存在しており、当地にある求菩提資料館に保管展示されている。

その中に、明和元年に作成された「豊州求菩提山絵図」の版木があり、当時の土地利用や生業をうかがい知ることができる。

その「豊州求菩提山絵図」によると、岩岳川の両岸には棚田が広がり、上部には茶畑が見られる。緩斜面には集落と広葉樹の雑木林（里山）がある。求菩提山参道沿い（八丁坂）には、松が列植されており、並木の態をなしている。山中の緩斜面には、僧坊が建ち並び、空地には杉がまばらに植えられている。山中の急傾斜は中宮や上宮、窟が見られるが、そのまわりにはアカガシなどの広葉樹がひろがり、尾根筋にはアカマツの植生が見られる。杉がまばらに植えられているが、これらは山中の建築物の用材としての目的を持っていたと考えられる。右下の大鳥居に鳥井畑の集落が認められる。岩岳川の上流は茶畑が多くなり茶屋（茶の加工施設）の記載も見られる。



豊州求菩提山絵図（明和元年 1764年）



ホラ吹き岩より求菩提山を望む

(4) 文化的景観の特性

各景観単位の景観要素を総合的に示した。求菩提地区の景観の特性を挙げると

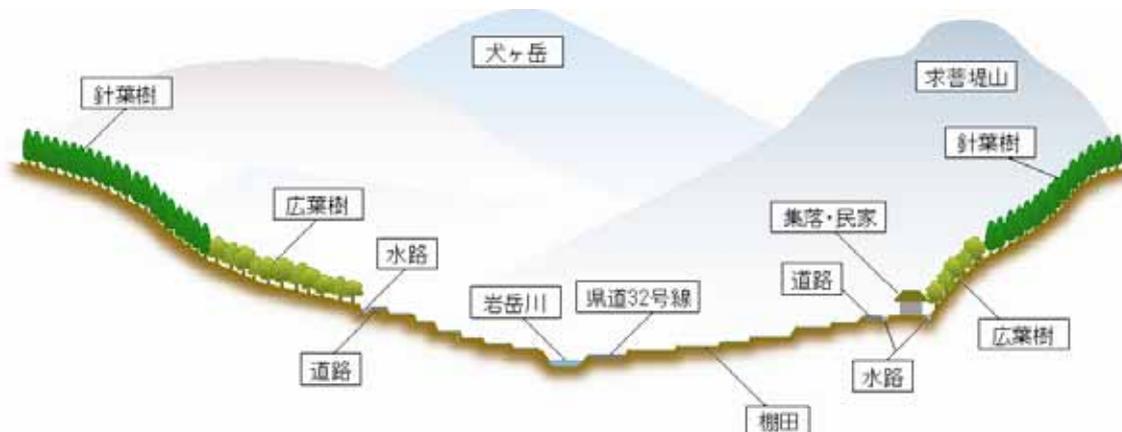
明和元年（1764年）の豊州求菩提山絵図と現在の景観は多くの類似点をもち、絵図の姿を今に伝える稀有な景観を持つ場所である。

隠れこもった地形であり、求菩提山の奇異な姿と併せ、かつての修験道場としての雰囲気を感じ取れる場所である。

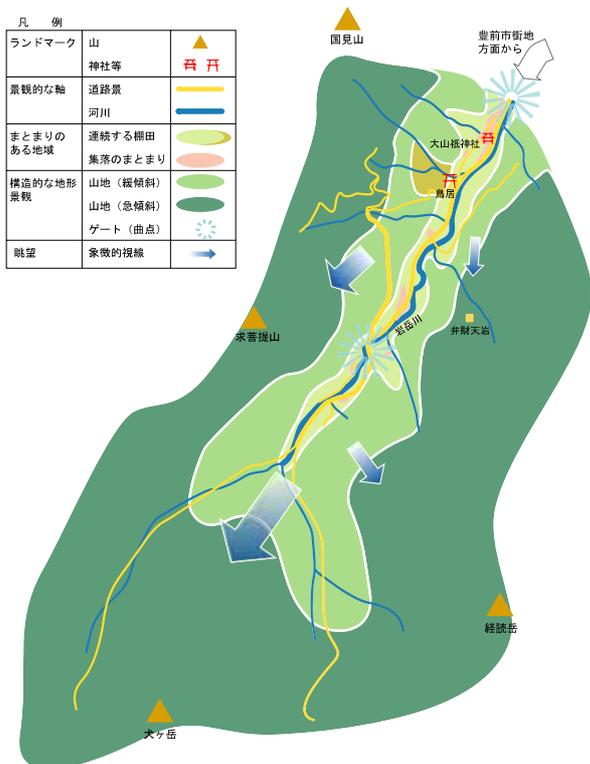
国史跡「求菩提山」と国定公園の一部である犬ヶ岳を背景に棚田・茶畑・農小屋・集落・河川が連続した豊かな文化的景観をなしている。

昔ながらの水利を生かしながら、技術的な工夫も加え緩やかに景観を発展させてきた。

求菩提山との関連をもつ神楽や行事・石仏など、豊かな歴史を背景にした景観が形成されている。



求菩提地区の土地利用区分模式図



・ 文化的景観保存活用計画

1. 基本的な考え方

この文化的景観保存活用計画は、明和元(1764)年の豊州求菩提山絵図の姿を今に伝え、国史跡「求菩提山」と耶馬・日田・英彦山国定公園の一部である犬ヶ岳を背景に棚田・茶畑・農作業小屋・集落・河川・石造物などが連続した豊かな文化的景観を形成している。昔ながらの水利を生かしながら棚田を中心とした地域の営みを続け、神楽や年中行事を継承している求菩提地区(鳥井畑、産家)の農村景観を対象とする。農村景観を構成する棚田景観を保存し、あわせて棚田と一体になって景観を構成する建物や樹木等の保存活用に取り組む。

将来的には、景観を形成する住民の営み・生業・文化の継承を目指す。

山岳修験の山としての求菩提山

修験道場としての史跡「求菩提山」

求菩提山については、国史跡として指定されている。保存管理計画により、各遺構の保存管理や整備活用など、重要な歴史資産として地域住民をはじめ、広く国民に示されるものである。かつての修験道場として学ぶことのできる貴重な資源であり、文化的景観としても保全に取り組むものである。

「豊州求菩提山絵図」に描かれた求菩提地区の継承

かつての修験者によって描かれた求菩提山絵図には修験道場としての繁栄とその里の営みが描かれており、水田や茶畑、集落や鳥居、参道など、景観の構成要素が見られる。現在においては山伏も存在せず、過去のものとなっているが、当時の求菩提地区を形づくっていた多くの構成要素が残されており、かつての生活をうかがい知ることのできる貴重な地域となっている。また、伝統芸能など今に受け継がれているものもある。



求菩提山と人々の営みが一体となった文化的景観の実現を目指し、本計画の基本方針を以下のように設定する。

1 - 1 . 基本方針

求菩提地区における棚田や集落の形成については、谷の奥深くにそびえる求菩提山と一体となって、山伏たちと里の住民によって造られたものである。建築物の形態や石垣の築造など伝統的な集落の景観を構成する農地や宅地、登山道等を文化的景観として保護を推進し、的確な管理のもと、人々に誇りと潤いを与え、後世に伝えるものとする。

(1) 景観構造の継承

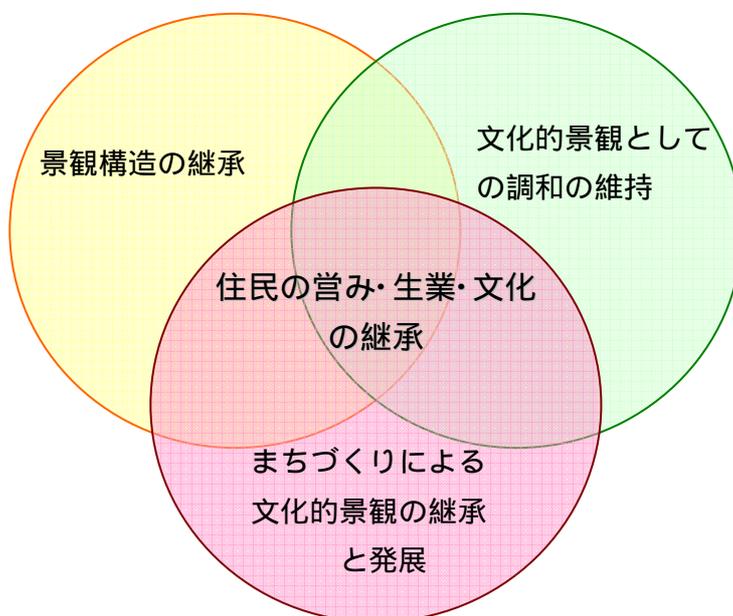
- ・ 棚田をはじめとした石垣や水路、集落などで構成される景観構造を将来に継承していく。
- ・ 伝統的な棚田を構成する石垣、水路、工作物、建物、樹木等について、修理、復旧を推進する。
- ・ 重要な歴史的建造物は、単体として保存、修理に取り組む。

(2) 文化的景観としての調和の維持

- ・ 石積みの棚田の連続性や地域性のある集落景観などを維持するため、適切な修景を施し、文化的景観としての調和を維持していく。

(3) まちづくりによる文化的景観の継承と発展

- ・ 文化的景観を守り育む生活や活動を通して、誇りを持ち、人々の心に潤いが持てる地域としての発展を目指す。



1 - 2 . 計画の流れ

・本計画は、豊州求菩提山絵図にも描かれている固有の歴史的な景観の実現を目指し、文化的景観として伝統的な農村景観及び棚田景観の保護が大きな目標である。その実現に向けては求菩提地区全体の景観形成から考えていくことが求められる。以下には、景観計画の役割分担のもと、文化的景観として求菩提山と関わりのある伝統的な棚田や集落の景観保護を目指す本計画の流れを整理して示す。

(1)「2. 求菩提地区の景観形成」(P24)では、歴史的な基盤である棚田と集落の景観形成に求められる取り組みについて基本的な方向性を設定する。また、その内容については、重要文化的景観としての選定を見据えた内容とし、景観計画へ反映させる。

(2)「3. 文化的景観の保護」(P25-38)では、保護の考え方を明らかとした上で、伝統的な棚田を中心とした求菩提地区の景観などを構成する要素の特定や重要文化的景観としての選定を目指す範囲を示す。

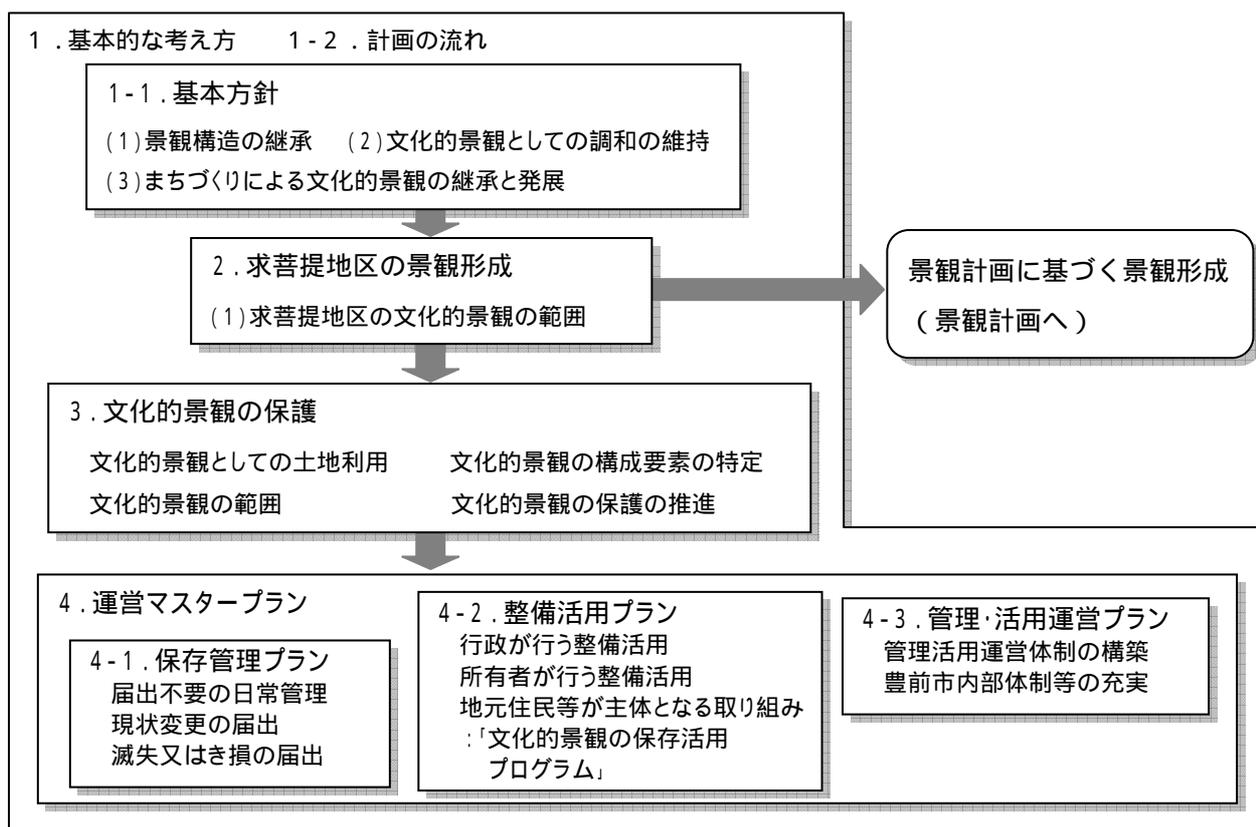
(3)「4. 運営マスタープラン」(P39-49)では求菩提地区の将来的なマスタープランを示し、各個別に「4-1. 保存管理プラン」「4-2. 整備活用プラン」「4-3. 管理運営活用プラン」を位置づける。

(4)「4-1. 保存管理プラン」では、伝統的な棚田を中心とした農村景観の保存管理について、求められる保存管理と修理復旧に関する事項を位置づける。

(5)「4-2. 整備活用プラン」では、行政や所有者が行う整備活用に関する事項を定めるとともに、市民などが主体となって取り組む保存活用プログラムを位置づける。

(6)「4-3. 管理運営活用プラン」では、上記の保存管理、整備活用の計画的かつ総合的な推進に向けた仕組みや体制を位置づける。

・上記の一体的な取り組みを通して、重要文化的景観としての保護の推進を目指す。



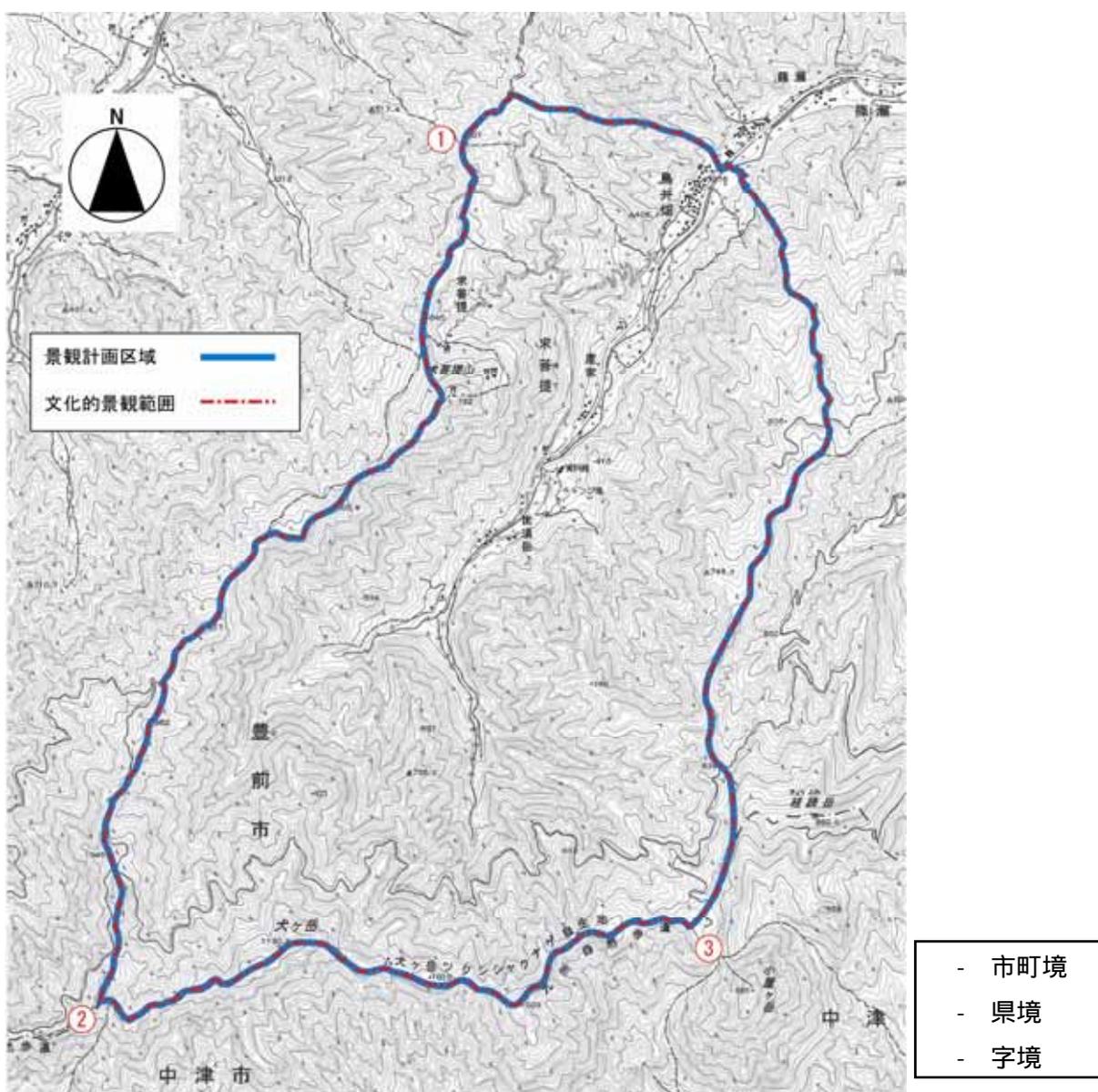
2. 求菩提地区の景観形成

景観形成に向けては、景観法に基づく景観計画区域を設定し、景観形成に関する施策の展開に取り組むことが求められる。

留意点としては、重要文化的景観の選定が景観計画区域に含まれることが前提であり、「豊前市景観計画」において、求菩提山及び犬ヶ岳を含む谷地で、集落や棚田など当時の土地利用形態を残す地域を景観計画区域として策定している。

(1) 求菩提地区の文化的景観の範囲の設定

- ・ 求菩提地区の文化的景観の範囲は以下の区域（約 1,206ha）とする。
- ・ 以下の区域の中から集落や農耕地を中心に重要文化的景観の選定を目指す。



3 . 文化的景観の保護

求菩提山は英彦山などと共に、北部九州においての豊前修験道の中心として広く知られた存在であり、山中には上宮、中宮をはじめ、多くの修行場の跡が残されている。史跡指定地の周辺にもその面影は多く、鳥井畑集落内には石造物や登山道などが当時の形態をとどめている。また、産家集落についても「産家」という名称からもかつての山伏たちと里の人々との交わりをうかがい知ることができる。

この求菩提山と共に岩岳川沿いに広がる棚田や集落の形態、祭り事の伝承など、重要文化的景観として保護されるべき文化的景観と言えよう。

文化的景観としての土地利用

文化的景観の保存に配慮した土地利用として、棚田や集落が現存する箇所については、用途の変更は行わないこととし、農作物についても棚田の稲作を行うことを基本とし、文化的景観に配慮した作物の選定を行う。また、棚田へのスギやヒノキの植林については、復田への検討を行う。

文化的景観の重要な構成要素の特定

文化的景観にふさわしい農村景観を構成し、文化的景観を保護するうえで特に必要と認められる物件等として、農村景観を構成する棚田や水系における工作物及び農村景観と一体をなす建築物や樹木等を文化的景観の構成要素とする。

農村景観を構成する工作物等

- ・ 求菩提地区の文化的景観を継承するにあたって欠かせない要素、即ち、棚田や石垣・茶畑の石垣・ツチ小屋・堰・水路・石積護岸その他石造物等を文化的景観の重要な構成要素と特定し、その保護を推進する。

農村景観と一体をなす建築物や樹木等

- ・ 棚田と一体をなし、伝統的な様式を残す建築物としての家屋や社寺、及び求菩提地区の文化的景観を特徴づけ風致の維持に大きく寄与している生垣、樹林地、境内地、畑、道路（旧道・里道）、河川等を文化的景観の重要な構成要素と特定する。

農村で行われる伝統的行事や共同作業等

- ・ お田植祭や田植え後の「さなぼり」、秋の神楽等の年中行事や播種・「いぜうち」・通水・「あらがき」・水あて・土用干し・落水・収穫・田起こし等の農事暦に伴う共同活動を求菩提地区の景観を守り育む上で欠かせない生活や営みとして位置づける。

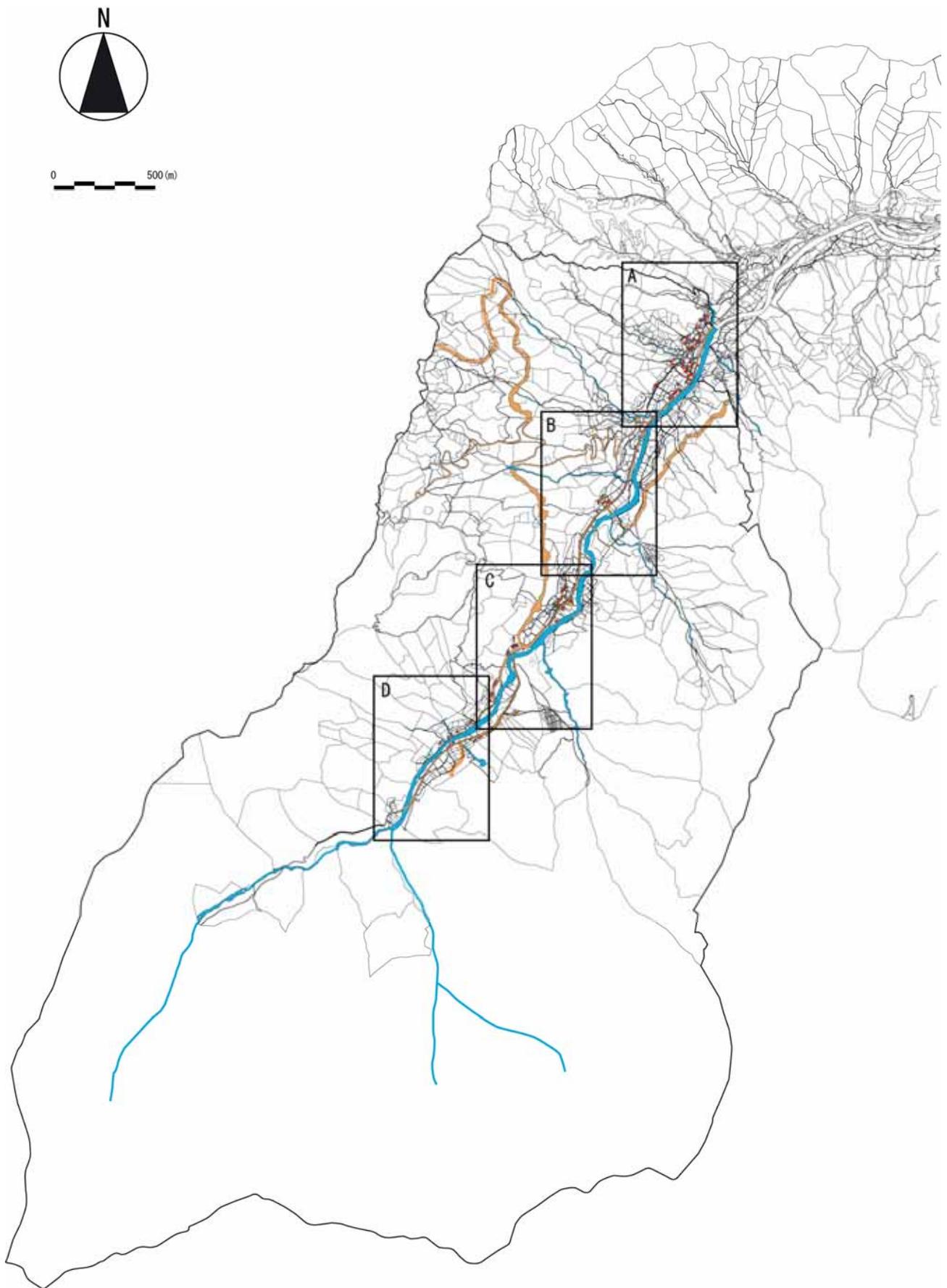
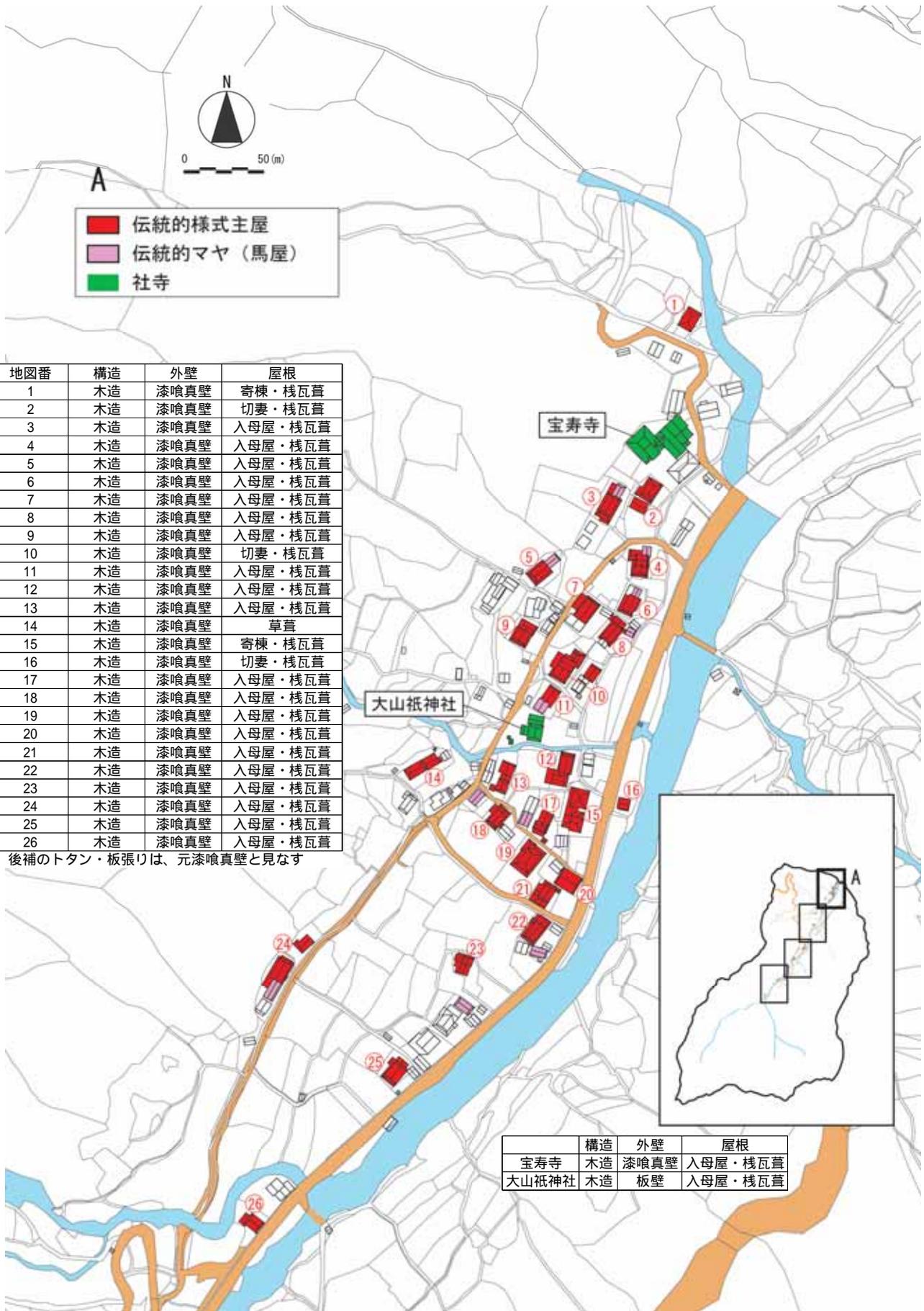
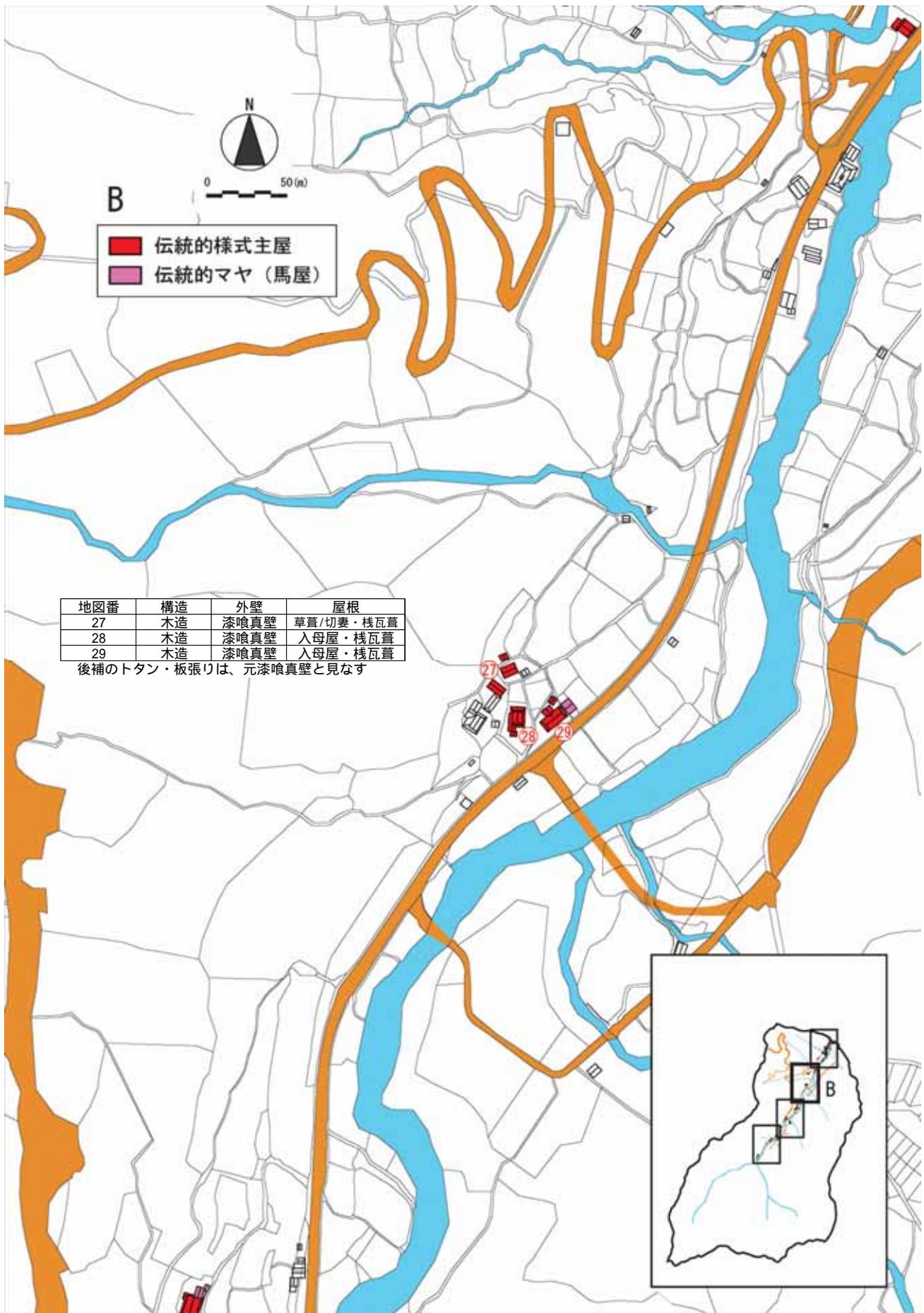


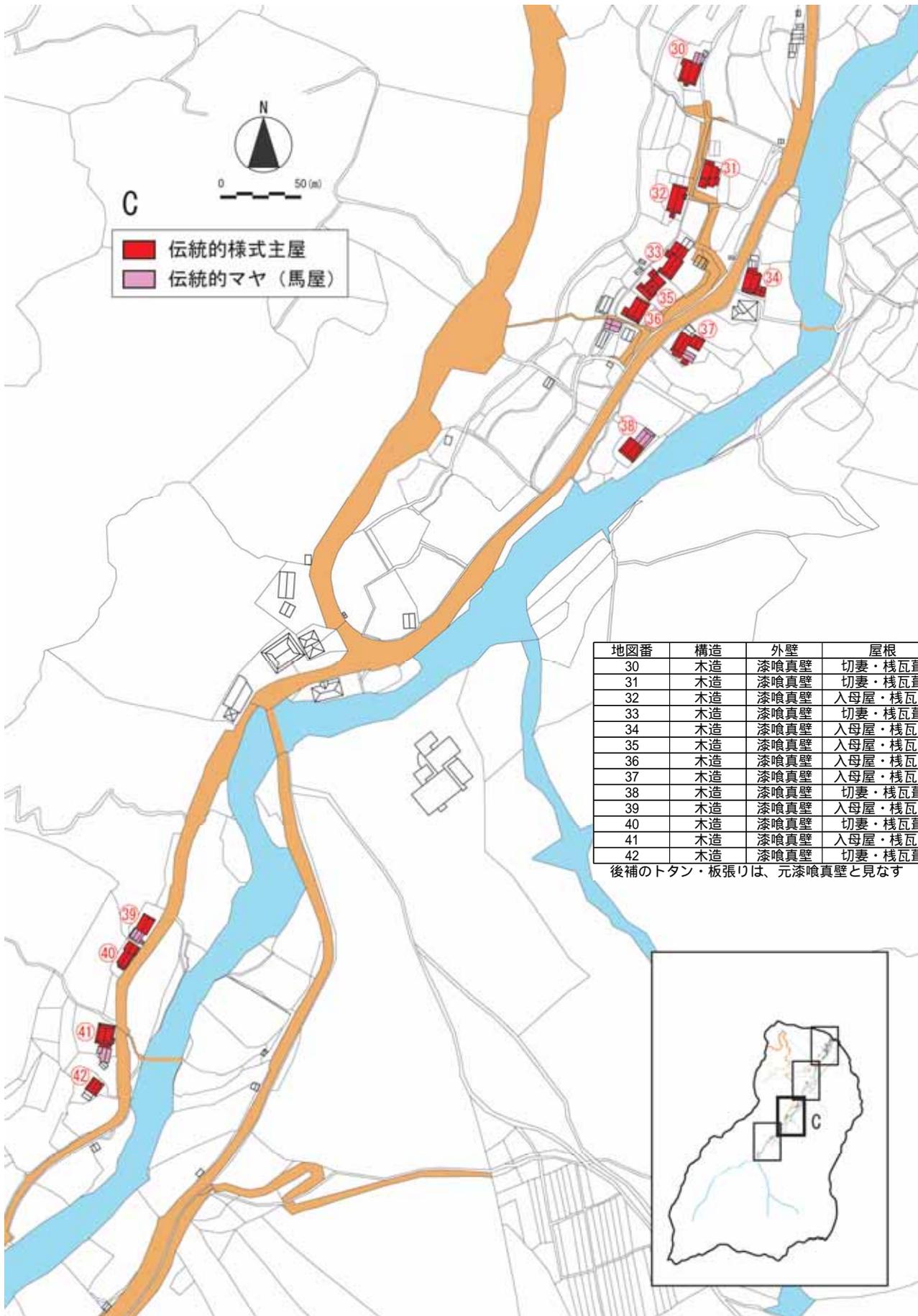
図 家屋分布図（地籍図より作成）



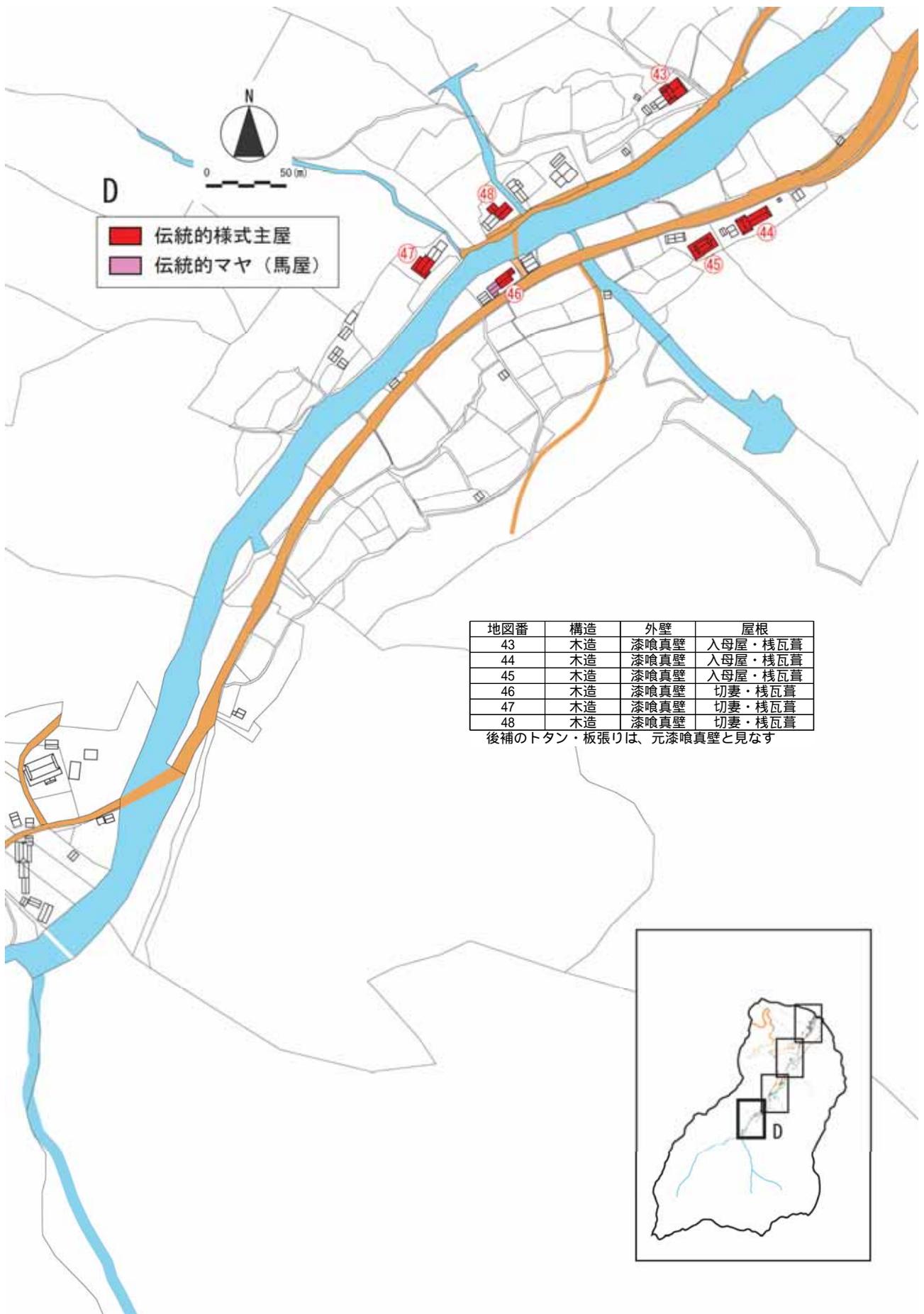
伝統的様式建物（主屋）分布図



伝統的様式建物（主屋）分布図



伝統的様式建物（主屋）分布図



伝統的様式建物（主屋）分布図

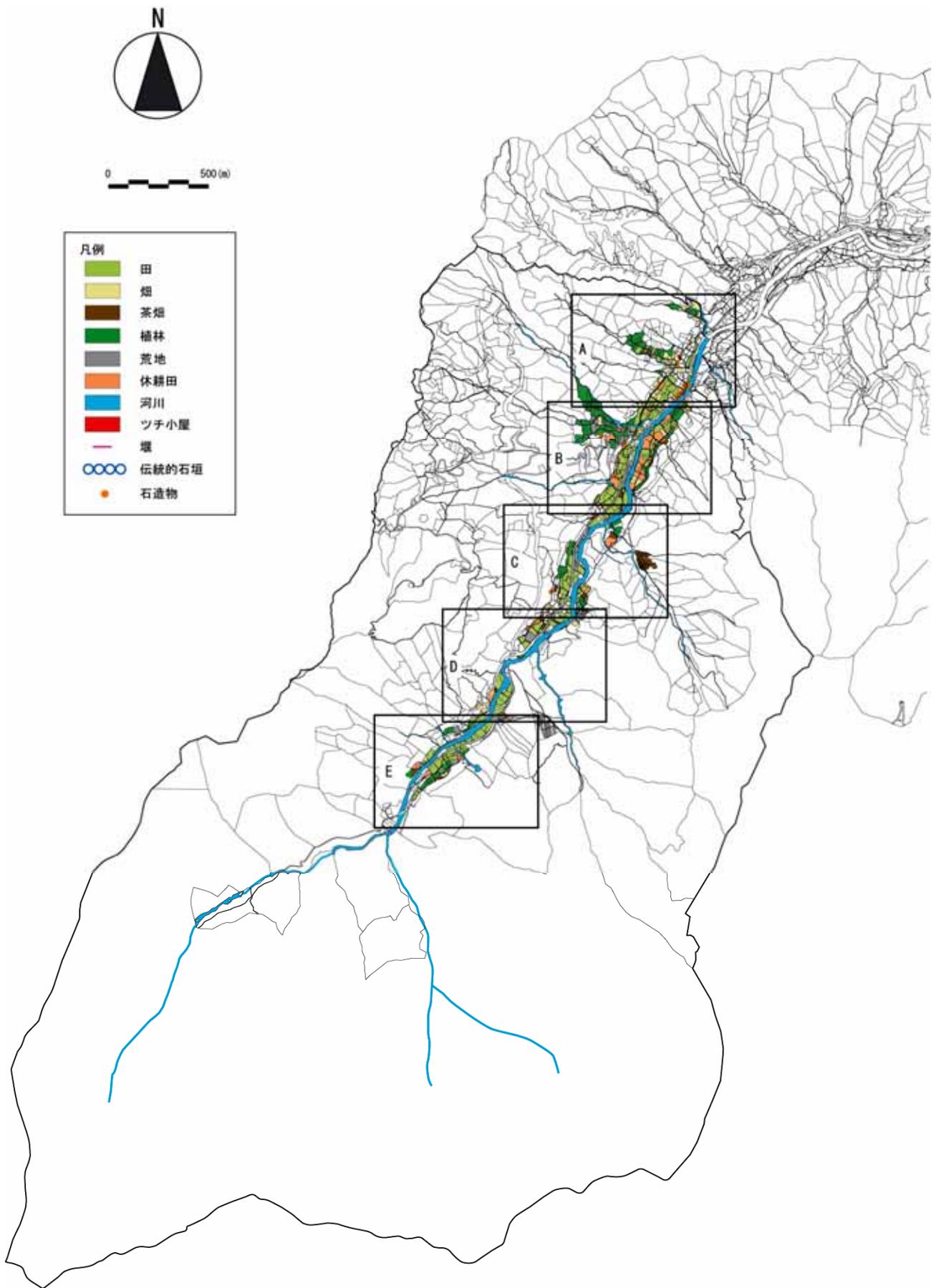


図 特定物件候補分布図 (石垣・ツチ小屋等)

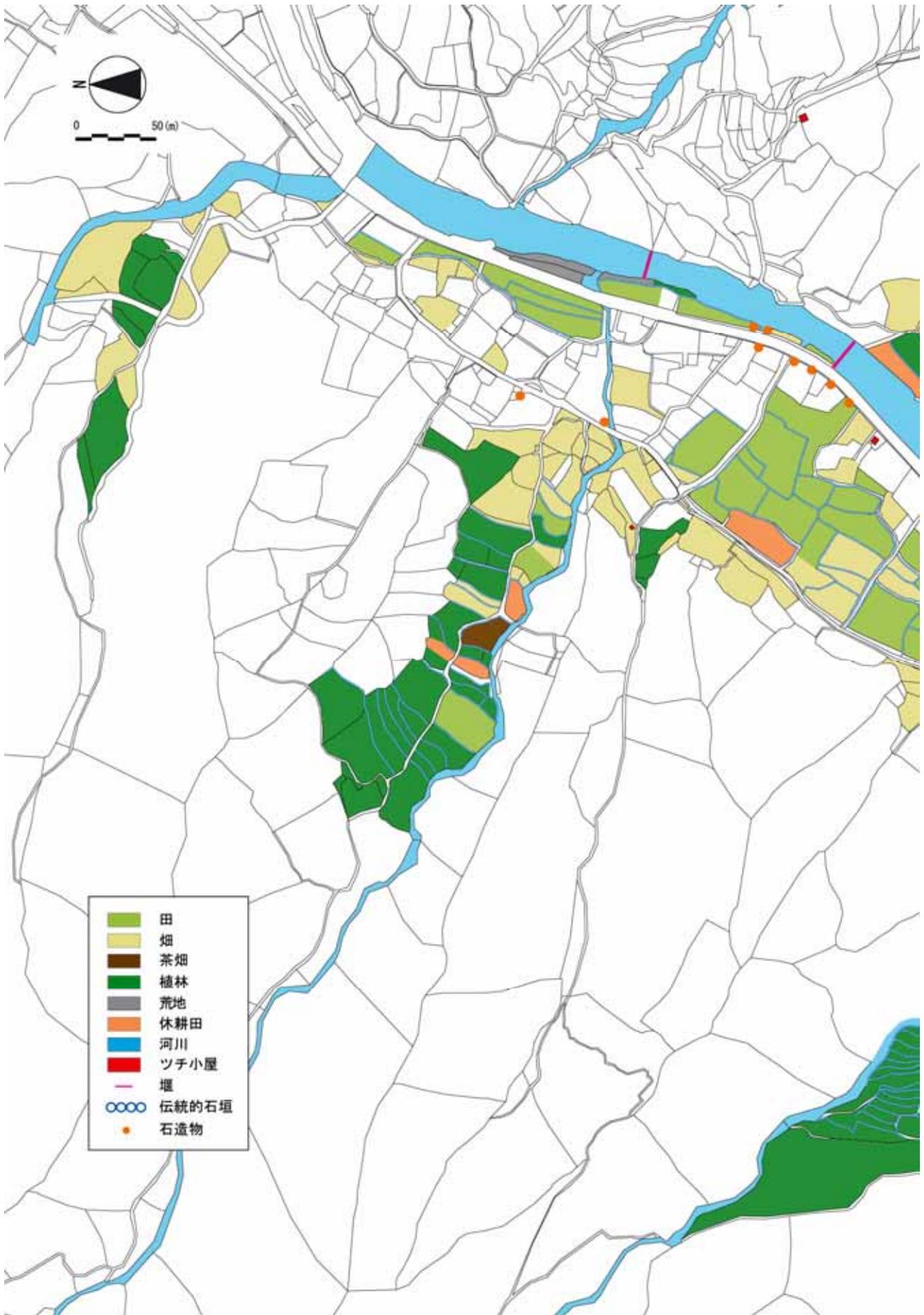


図 特定物件候補分布図A(石垣・ツチ小屋等)

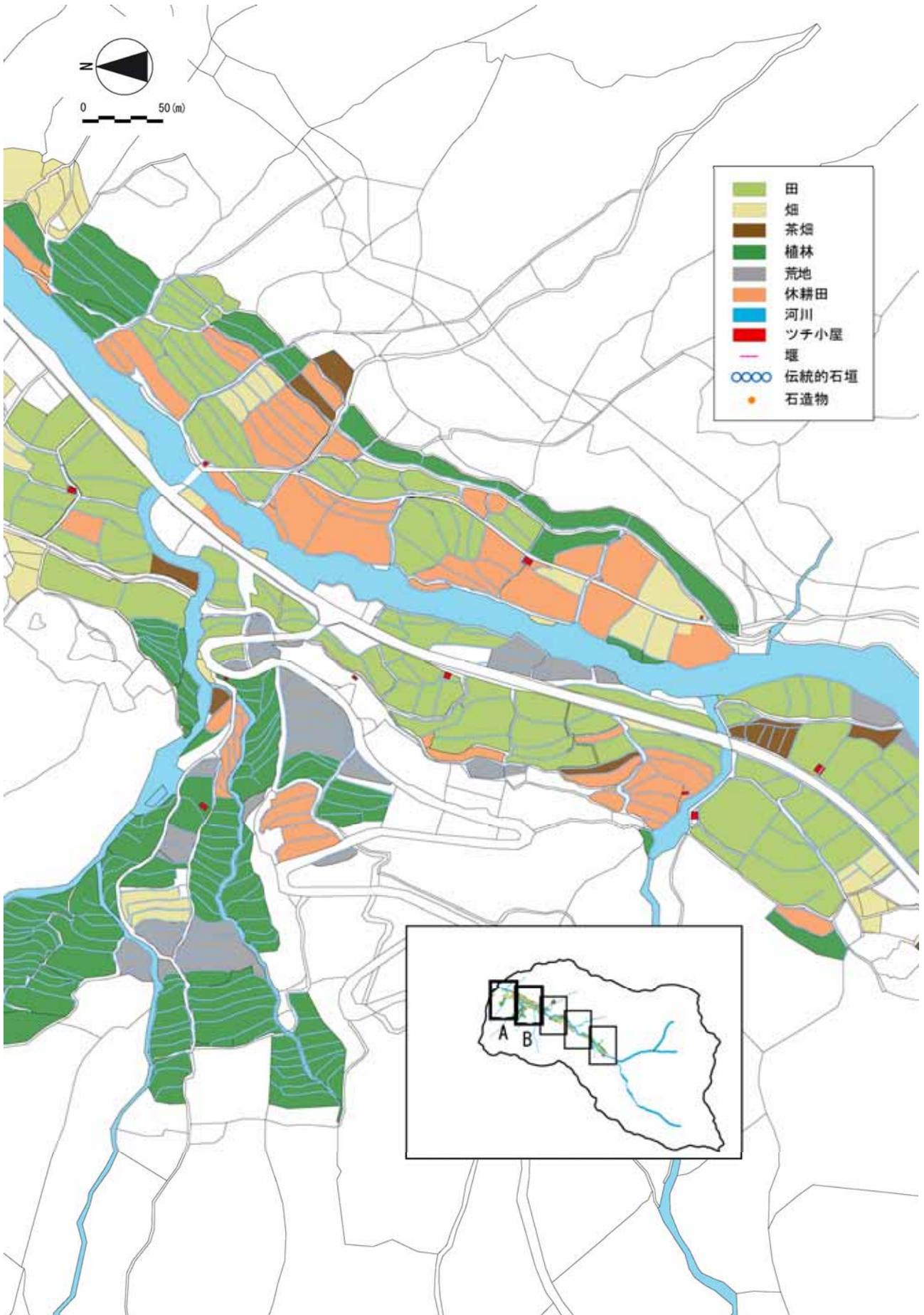


図 特定物件候補分布図 B (石垣・ツチ小屋等)

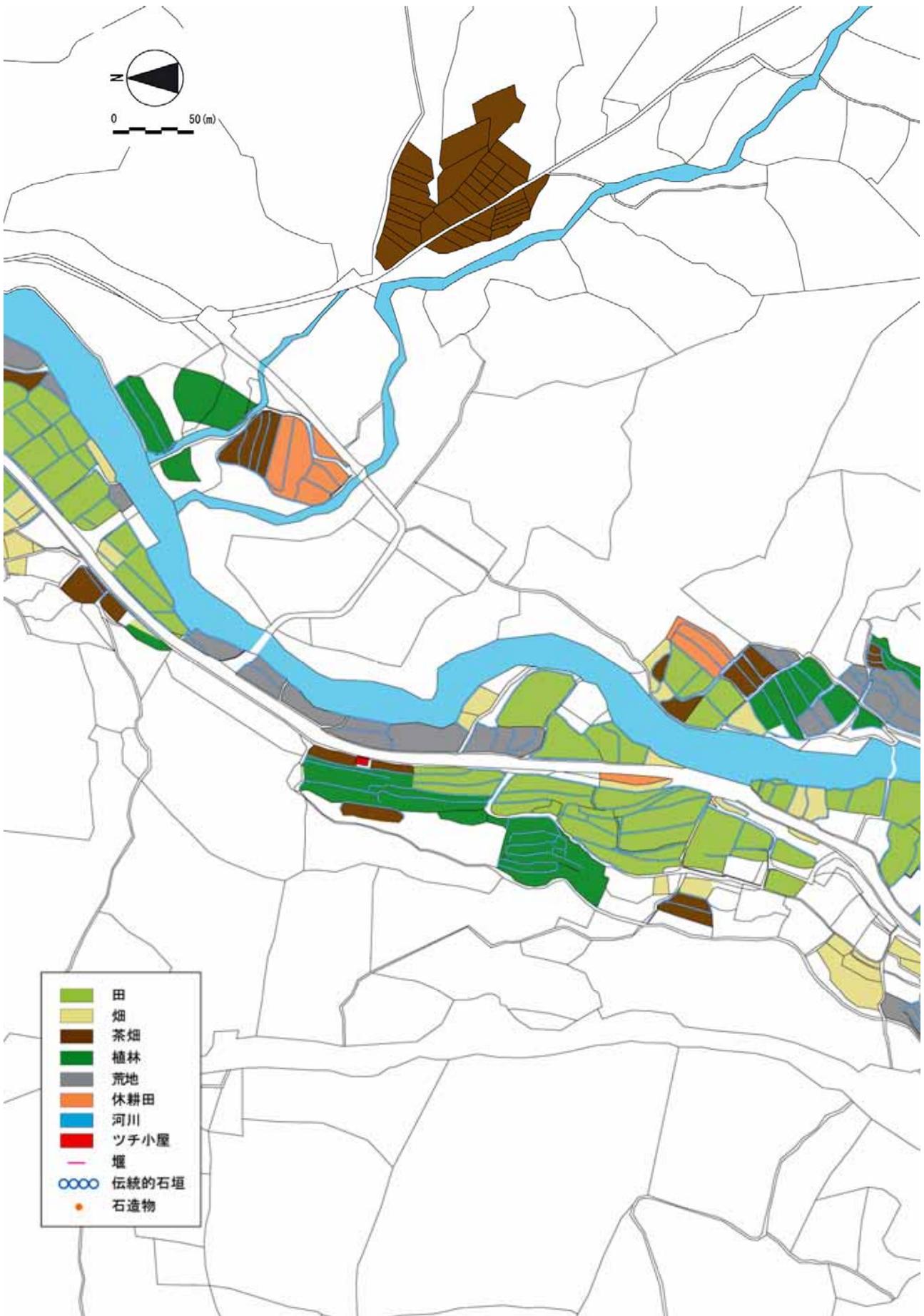


図 特定物件候補分布図C (石垣・ツチ小屋等)

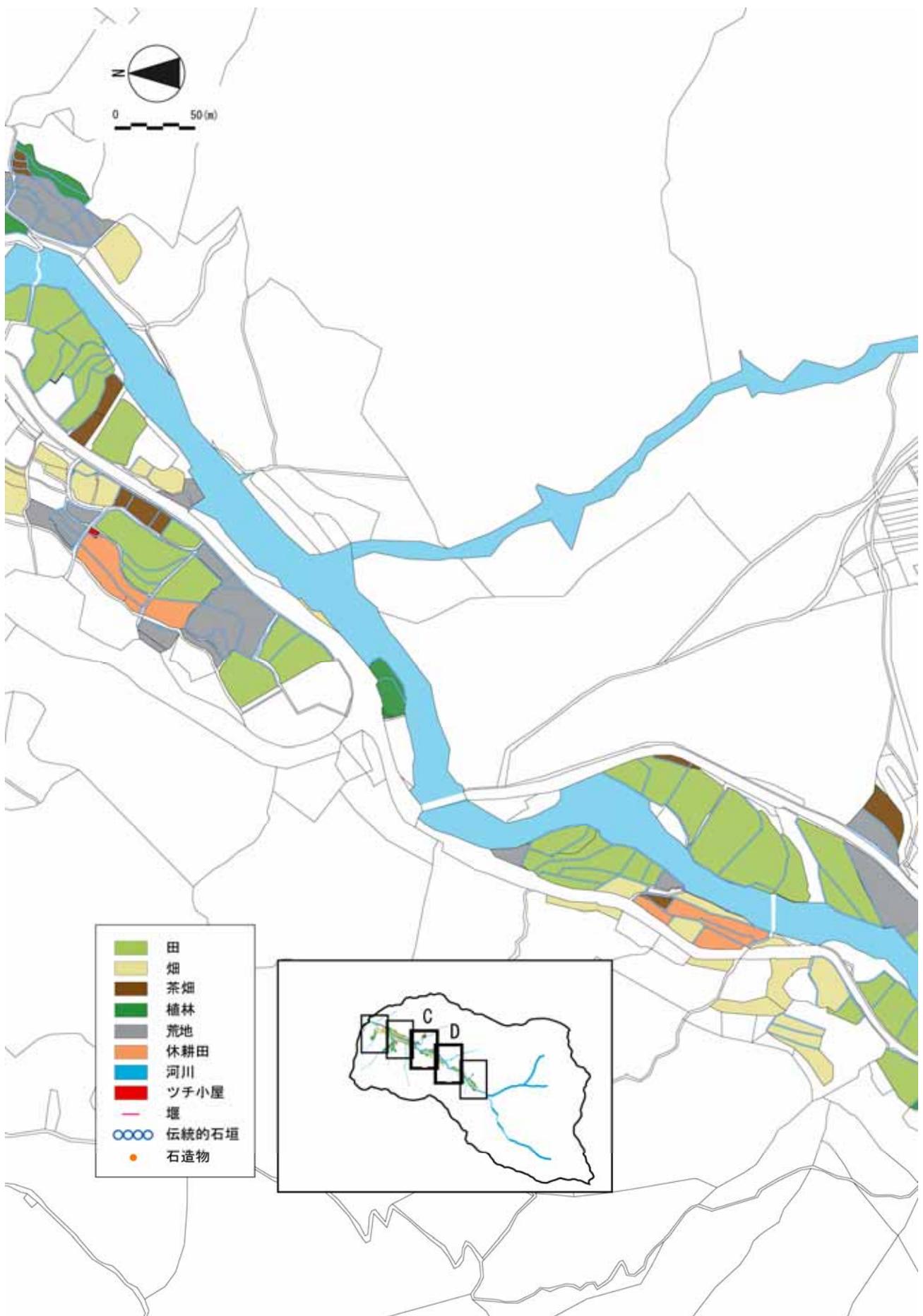


図 特定物件候補分布図D (石垣・ツチ小屋等)

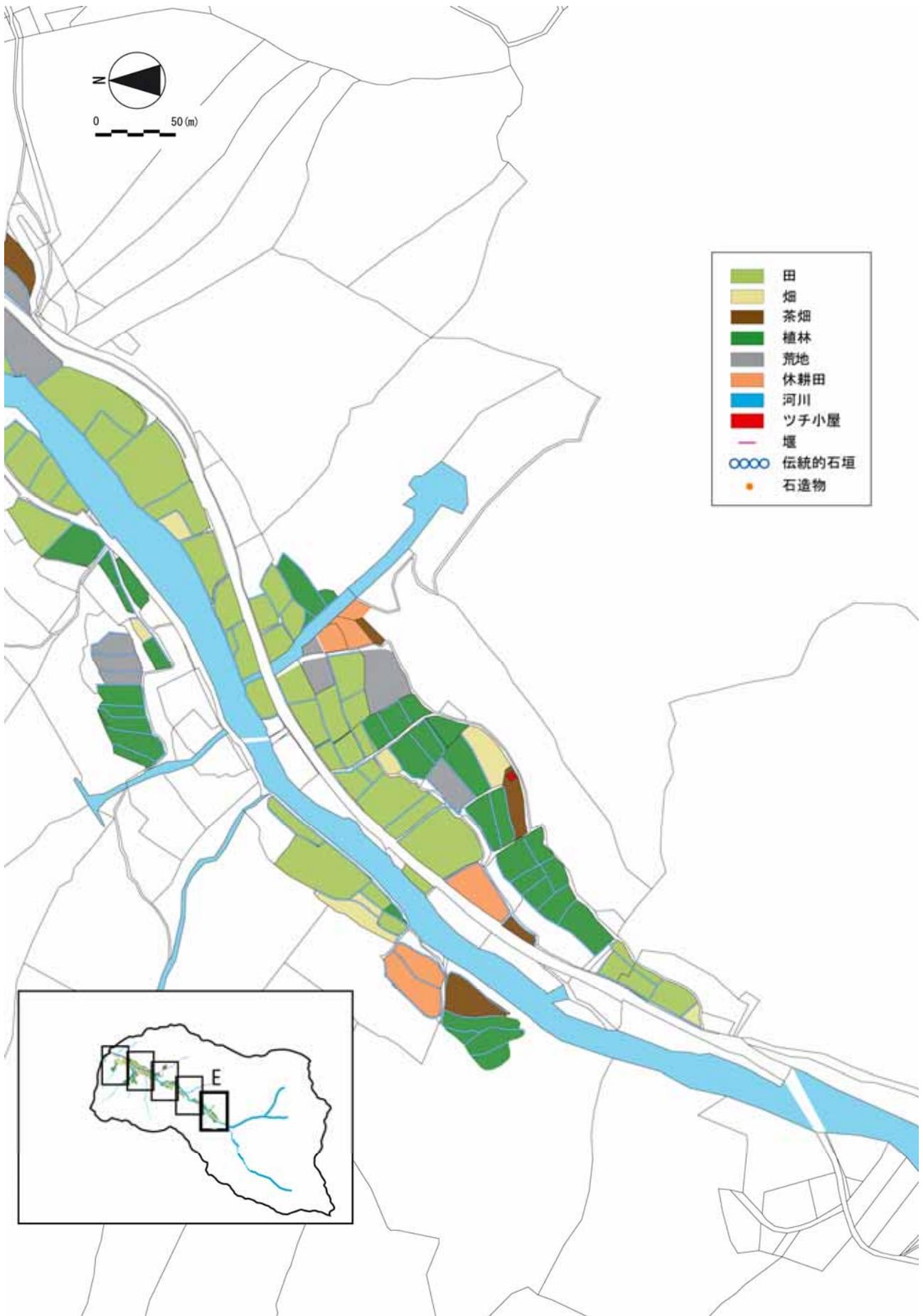


図 特定物件候補分布図 E (石垣・ツチ小屋等)

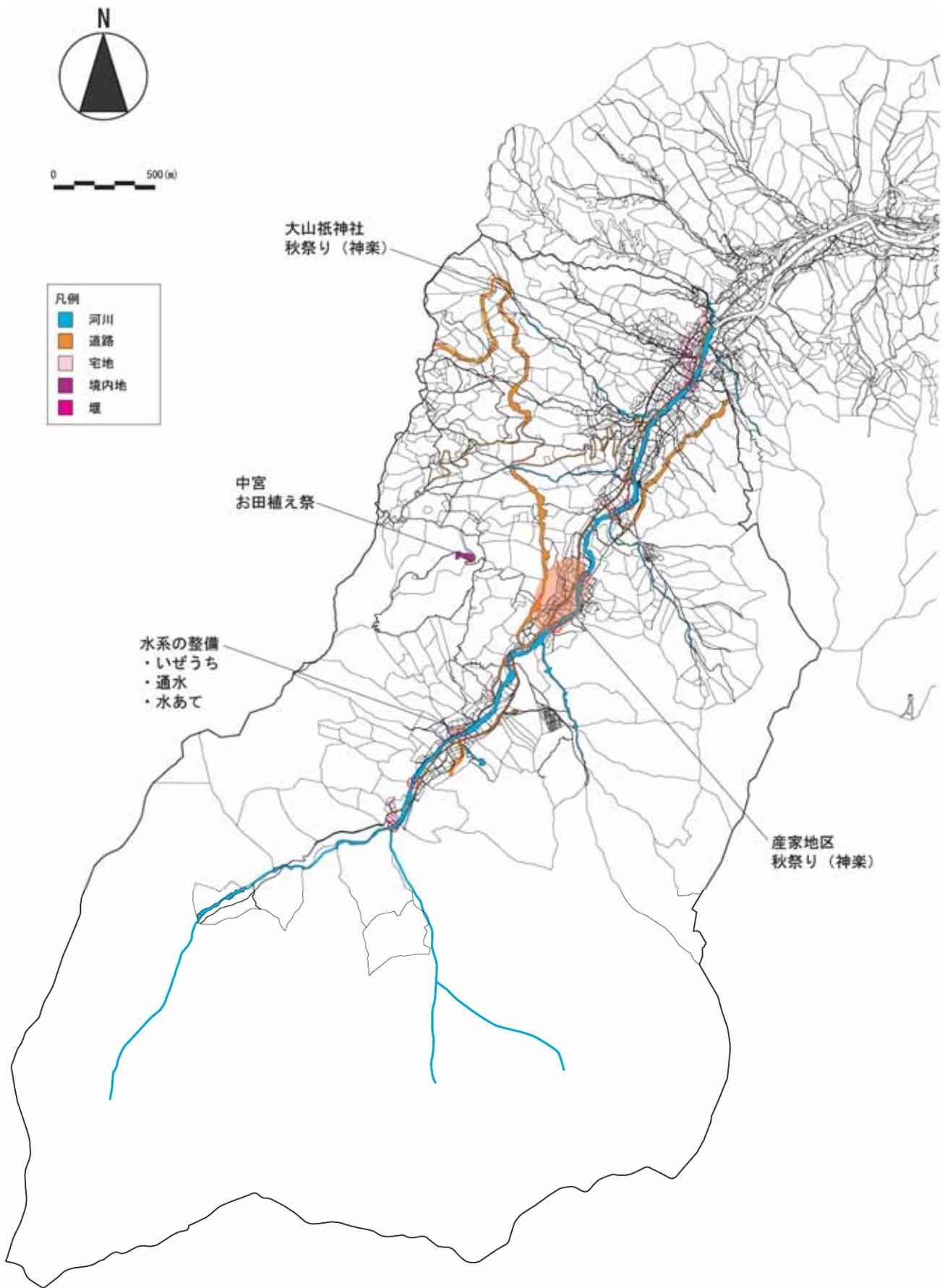


図 行事分布図 (地籍図より作成)

文化的景観の保護の推進

文化的景観は、集落や棚田をはじめとした農地や山林と人々の営みによって成り立っており、その保護においては適切な保存管理と整備活用を並行して推進しつつ、持続的に保存管理と整備活用の運営に取り組んでいくことが求められる。

本計画では、保存管理、整備活用、管理活用運営の3つの視点から文化的景観としての集落や棚田景観の保護推進を図る。

保存管理：構成要素についての保存管理や修理復旧に関する事項を位置づける

整備活用：構成要素以外の修景整備、保存活用プログラム等に関する事項を位置づける

管理活用運営：文化的景観の保存管理・整備活用に関する体制や仕組みに関する事項を位置づける

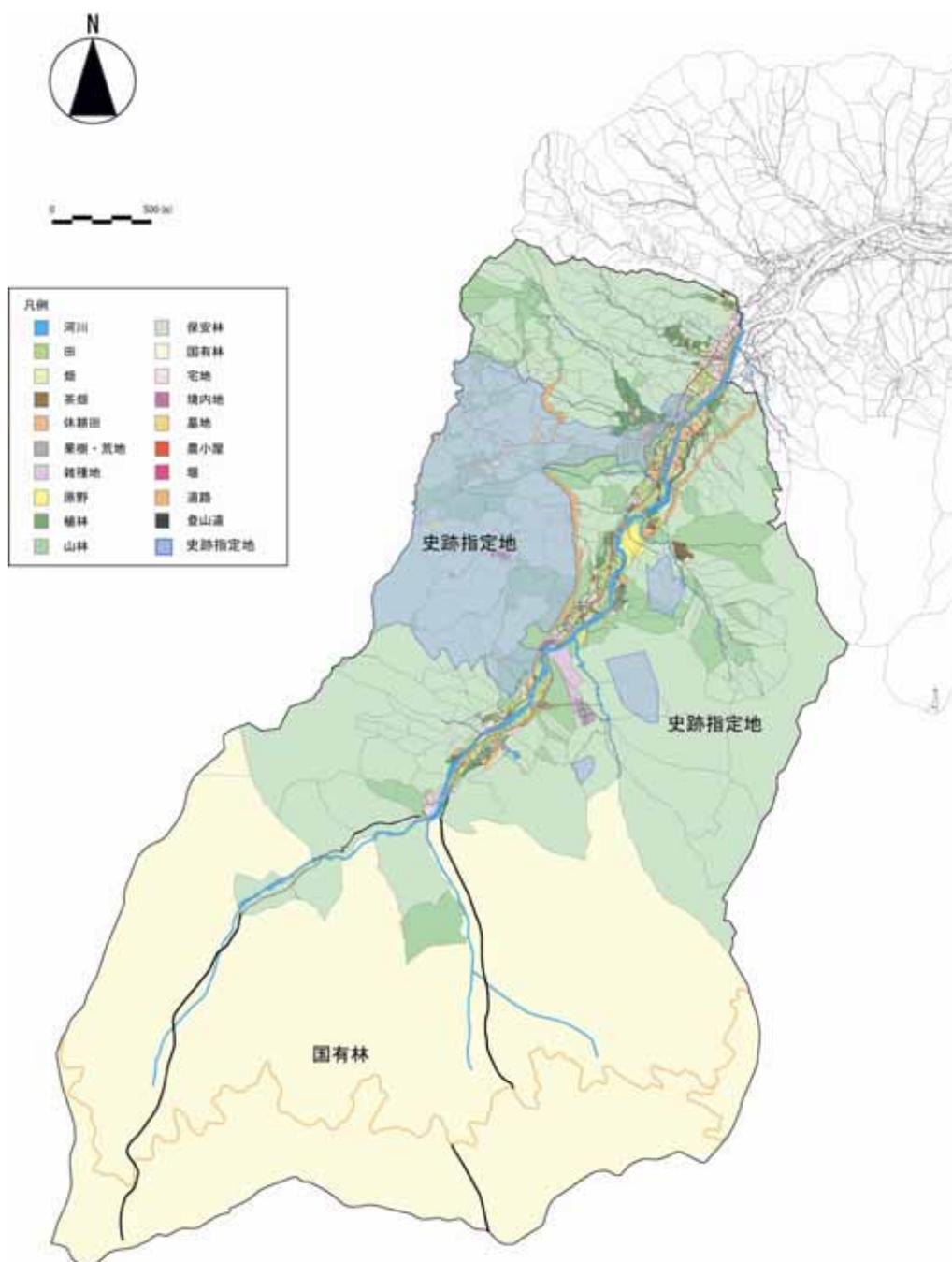


図 選定範囲と文化的景観の土地利用

4. 運営マスタープラン

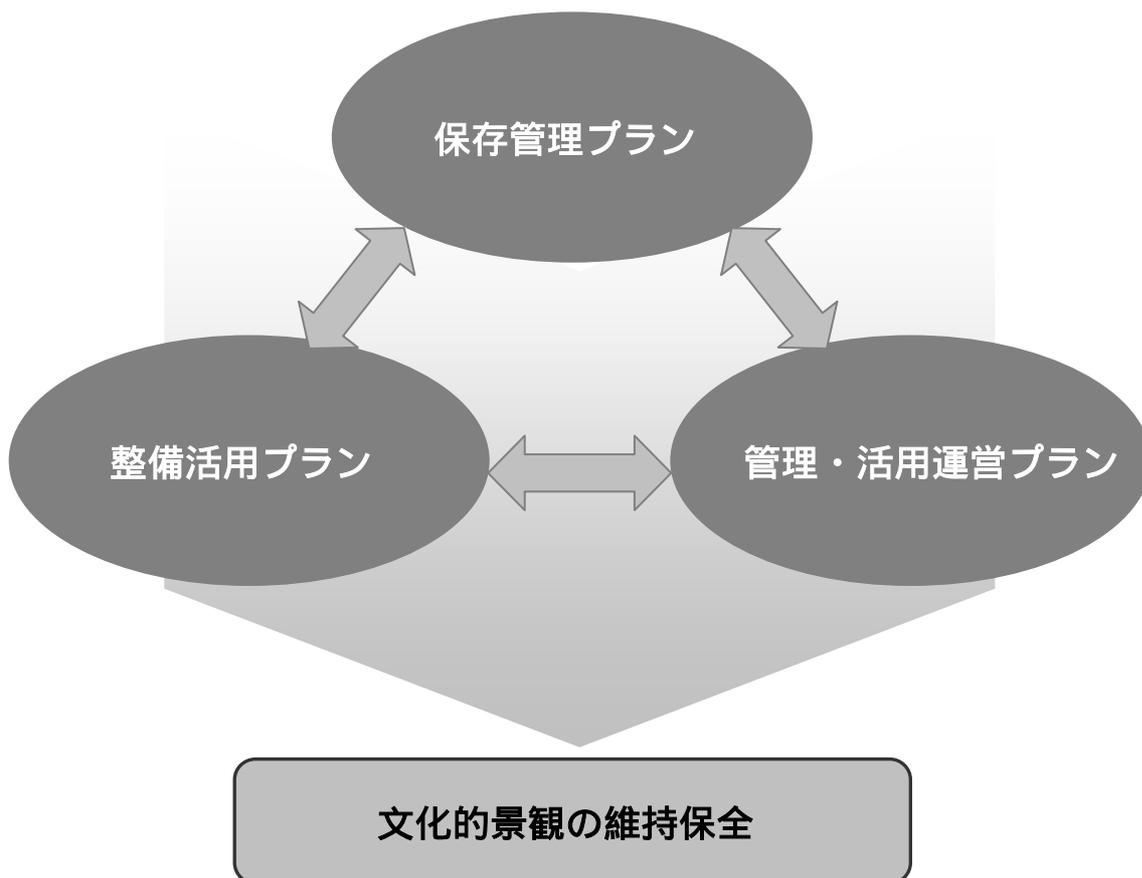
文化的景観の維持保全を図る上では、全体を見据えた運営を行う必要があり、保存管理と整備活用、更に管理・活用運営などそれぞれの具体的な項目が求められる。

保存管理については、日常的なものから構成要素の大規模な改変まで様々な項目について対応する必要があり、保存管理プランとして定める。

整備活用については、文化的景観を文化財としての価値を高め、より多くの人々に親しんでもらうために求められる取り組みであり、具体的な整備の内容を住民や行政が行う役割分担を明確にし、それぞれ行うべき取組を整備活用プランとして明確にする。

管理・活用運営は各主体が行う取組などを、総合的に運営する上での連絡協議体制や各種支援体制を表すものであり、管理・活用運営プランとして定める。

それぞれのプランは相互に役割を持つものであり、一体的に行いながら推進するものである。



4-1 . 保存管理プラン

文化的景観の保存管理とは、文化財としての価値を維持する上で必要不可欠な取り組みである。伝統的な家屋の集落や石垣の棚田景観は、今もなお残されているが、時代とともに失われたところも多い。また、これまで維持されてきたが、放置され、現状のままでは構成要素の崩落や解体等によって失われることが危惧されるところも多い。

伝統的な棚田景観の保全に向けては、地域住民の生業によって成立する景観であることを踏まえ、基本的には地元住民の生活の中で守り育まれるべきところが多いと考えられる観点から、所有者あるいは管理者は景観形成基本方針に沿った文化的景観の日常管理を基本とする。

日常管理の中で、やむを得ず構成要素について文化的景観としての本質に影響を及ぼす行為が必要になった場合や自然災害等により滅失・き損が生じた際には、その構成要素の所有者あるいは管理者等は市教育委員会から助言やアドバイスを受けて構成要素の適切な保存管理に努めることとする。

既存の文化的景観を構成する要素は以下の景観形成方針に基づいて保存を図るものであるが、新たに建てられる建造物等については、豊前市景観計画に従って、整備規則を別途定め、求菩提地区の景観形成の方針に沿った整備を行うことにより、現在の文化的景観の保全を図るものである。

【景観形成方針】

棚田

- ・棚田の形質変更は原則行わない。
- ・石垣等の損傷箇所は、現状復旧を基本とする。

水路

- ・水路の形質変更は原則行わない。

工作物

- ・電波塔等は極力設置しない。設置する場合は、極力高さを抑え、文化的景観の見え方に配慮する。
- ・煙突、遊戯施設、汚物処理場、自動車駐車施設は極力整備しない。設置する場合は、極力高さを低く抑え、文化的景観の見え方に配慮する。
- ・周囲と調和し、落ち着いた色彩とする。
- ・周囲の緑化に努める。

屋外広告物

- ・基本的に屋外広告物の設置は控える。設置する際には、高さや大きさに充分配慮する。

建築物及び屋敷地

(建築物)

- ・伝統的な様式を残す建築物の改修は、外観と骨組みをなるべく維持した改修を奨励する。
- ・新築する場合は、勾配屋根を戴いた木造和風様式を奨励し、基本的に伝統的な様式又は伝統的な様式と調和する形態、意匠とする。
- ・周囲と調和し、落ち着いた色彩とする。

(付属屋)

- ・ 車庫等の付属屋は、伝統的な様式の建築物等との調和を図る。
- ・ 木造を推奨する。

(建築設備)

- ・ 建築設備等は、道路その他の公共空間から見えないようにする。

(敷地)

- ・ 旧来の敷地を原則とする。

(生垣等)

- ・ 屋敷における庭木、生垣、草花の維持保全を奨励する。

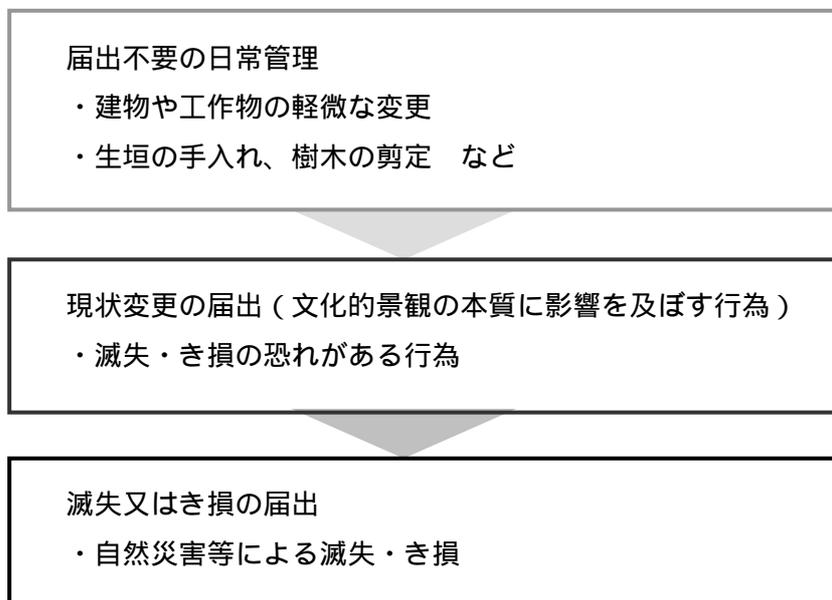
土地の区画の変更

- ・ 土石の採取等を行わない。
- ・ 土地の区画の変更は極力行わない。
- ・ 新たなのり面、擁壁、土地の造成等は極力行わない。やむを得ない場合は周囲の景観に配慮し、石積み等の伝統的工法を用いる。

木竹の伐採等

- ・ 景観と一体をなす樹木等の保全、維持管理（通常の剪定等）する。
- ・ やむを得ず伐採した場合は跡地に植栽を行う。
- ・ 広葉樹樹林地は保全を基本とし、皆伐は原則禁止する。
- ・ 棚田に植林されたスギ・ヒノキは間伐管理を行い、将来的には伐採し、棚田への復旧や景観作物の栽培、広葉樹の植栽等、景観の修理又は修景を行う。

保存管理を行う上で、日常的に行われる様々な補修や、住民の事情による建物等の除却や新築等の行為、災害による滅失や棄損など、程度によって届出を行い助言やアドバイスを得て文化的景観の維持保全を図るものである



届出不要の日常管理

- ・文化的景観の選定範囲に居住する所有者及び管理者等は、景観形成方針に従い、文化的景観の保存管理に配慮した日常管理に努める。

< 現状変更の届出等が不要な行為 >

非常災害のために必要な応急措置

- ・非常災害に備えて事前に行う補強や改修の行為
- ・非常災害後に応急的に復旧工事として行う行為

家屋等の維持措置

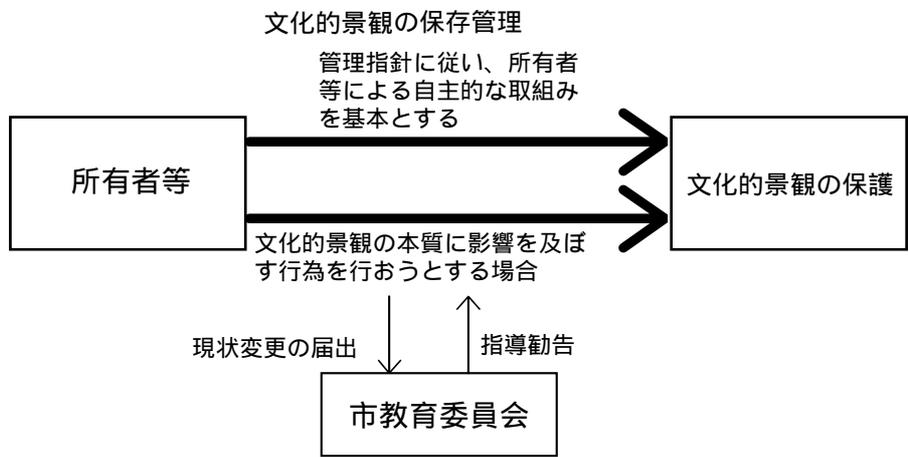
- ・雨漏り補修や塗装の塗り直しなど、き損の発生や拡大を防止するために行う日常的管理行為
- ・家屋内部の改変行為

生垣の手入れ、樹木の剪定

- ・恒常的な管理によって文化的景観を保つための行為

現状変更の届出

- ・ 文化的景観の範囲内において、以下に定める文化庁長官に対する届出が必要な行為を行おうとする者は、文化庁長官に対して、現状変更の届出を行い、文化庁長官の指導勧告に従い、適切な対応を図る。
- ・ なお、これらの届出が必要な行為は、今後の実績を踏まえ、必要に応じて随時追加修正を行う。

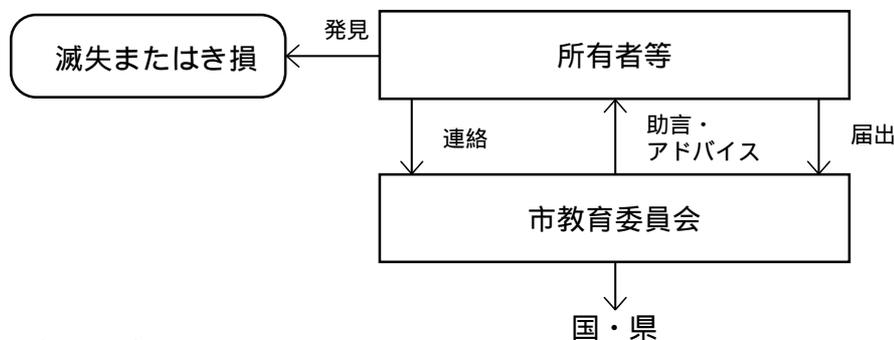


< 現状変更の届出等が必要な行為 >

- 文化的景観の構成要素である工作物の修理、移転等
- 文化的景観の構成要素である建築物の増築、改築、移転又は修繕、大規模な模様替えや色彩の変更等
- 文化的景観の構成要素である樹木の伐採、樹林地の皆伐、庭園の大規模な造園、田畑の開墾等
- 文化的景観の構成要素を保護する上で必要な防災対策、その他の整備、移転、除去等

滅失又はき損の届出

- ・ 文化的景観の構成要素の滅失又はき損を招く行為を行ってはならない。
- ・ 自然災害等により滅失・き損が生じた際には、文化的景観の構成要素の所有者あるいは管理者等は速やかに市教育委員会へ届出を行い、市教育委員会からの助言やアドバイスを踏まえ、その修理や復旧等に向けた対応に努めることとする。



< 滅失又はき損の届出 >

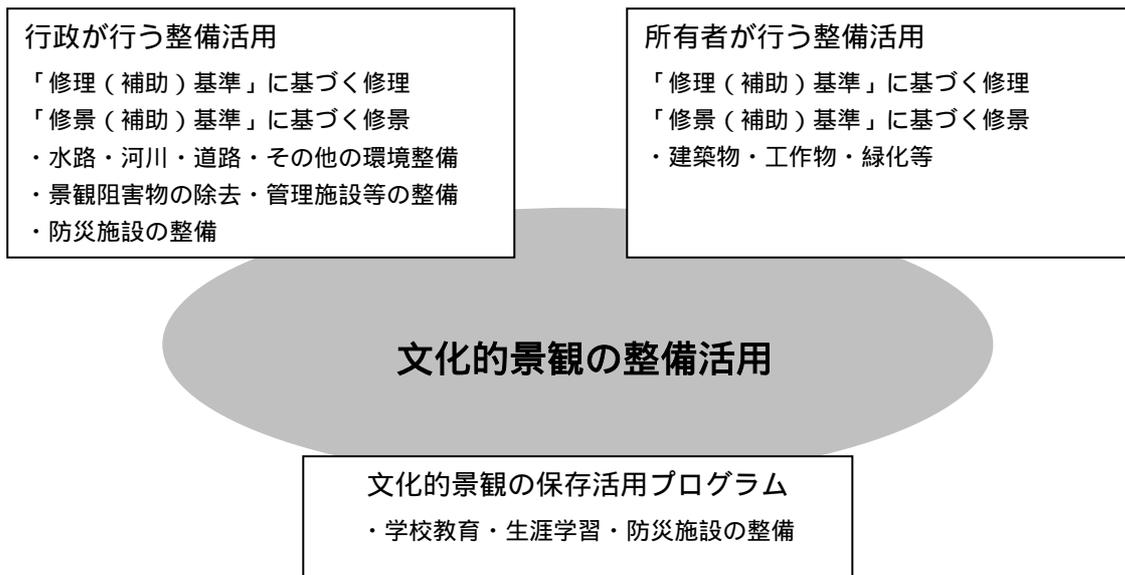
- 水害による流出や火災による焼失等により文化的景観の構成要素が失われた場合の滅失
- 台風や地震による災害等により文化的景観の構成要素が半壊以上の被損を受けた場合のき損

4-2 . 整備活用プラン

文化的景観の整備活用とは、文化財としての価値を高め、より多くの人々に親しんでもらうために求められる取り組みである。

伝統的な集落や棚田の景観は、伝統的な様式を残す建築物、石積の棚田等で構成されるが、これらの中には経年による劣化で、建築物においては改築を必要とされるものや、石積みの崩落もたびたび起こっている。当初は石積みの復旧が行われていたが、ブロック積みや畦畔コンクリートなどの整備も行われており、連続性の感じられる景観が保たれていない。

伝統的な棚田などの景観の整備活用に向けては、景観の連続性回復が重要と考えられる。また、その大きな構成要素としての水路、河川、道路といった公共施設が含まれることから、行政が責任を持って取り組むべきところが多い。ただし、人々の生活のもとに成立する景観であることから、建築物、工作物、緑化など所有者が主体となって行うべき取組も含まれる。整備活用の推進に向けて、市教育委員会と地元住民は協力し、「修理（補助）基準」、「修景（補助）基準」、「文化的景観の保存活用プログラム」を作成し、行政と所有者等との両輪による取り組みを推進する。



修景の考え方

修景とは、文化的景観に調和するよう、棚田や集落の伝統的な家屋等の外観を伝統的な建築様式にあわせながら新築・増築・改築・改修することをいう。

文化的景観の範囲内に居住する地元住民は、建築物等の新築、増築、改築、移転又は修繕、模様替え若しくは色彩の変更等を行う際には、文化的景観と調和するよう、別に定める「修景（補助）基準」に従い、行政支援のもとその修景に努める。修理と同様に、基準の内容は、文化的景観の選定範囲内に現存する又は現存した工作物や建築物等の特徴に準ずるものとする。

環境整備の考え方

環境整備とは、文化的景観を地域づくり、学校教育、生涯学習、文化交流等の多方面に活かすために必要とされるトイレ、案内サイン、情報施設等の便益施設を整備していくことをいう。文化的景観に求められる環境整備としては、既存の活用を基本とし、新たな整備の際には極力最小限に留めることを基本とする。

活用の考え方

活用とは、学校教育、生涯学習、文化交流の場として文化的景観を活かす取り組みをいう。

市教育委員会は、文化的景観の活用にあたって、地元住民等とともに保存活用プログラムの策定に取り組み、このプログラムのもと伝統的な集落や棚田の景観に対する関心を高め、文化的景観の更なる発展を目指す。

行政が行う整備活用

市教育委員会は、「修理（補助）基準」と「修景（補助）基準」に従い、伝統的な集落や棚田景観を構成する水路、河川、道路等の整備活用や管理施設等の整備に取り組む。

以下には、整備活用に関する配慮すべき基本的事項を整理する。その内容については「修景（補助）基準」への反映を基本とする。

河川・水路

河川については伝統的護岸の修理復旧を基本とし、水路は堰上げから各水田までの用水機能を保全しながら、文化的景観としてふさわしい景観の保全に努める。

道路

道路については法面の補修などには文化的景観にふさわしい修景とし、コンクリート打ち放しや無機質的なコンクリート製品等の使用は極力避ける。また色彩や素材についても連続した伝統的景観を阻害しないように配慮する。

路面の舗装、側溝の改良、水路際の護岸、落下防止柵等の整備には、工法や色彩等を検討し文化的景観に配慮したものとする。

その他の環境整備

来訪者を誘導する案内サインの設置に努める。また、外来者の駐車場は既存の駐車場を有効に利用することとし、景観に配慮し、周囲を生垣等で修景する。新たに駐車場を設置する場合は、主要な道路からの景観に配慮した位置とし、生垣等で修景する。斜面安全対策工については緑化など、周囲の景観に配慮した工法とする。

景観障害物の除去

電力柱・電話柱・架線・携帯電話の鉄塔等は、目立たない場所への移設及び整理を検討する。

一般広告や看板等は設けないこととし、必要に応じて除去を行う。

ガイダンス施設の整備

ガイダンス施設等は、求菩提資料館と連携して修験道場としての求菩提山や求菩提地区の文化的景観等の情報を一般に紹介し、石垣や水路の管理のための相談・指導、求菩提地区の文化的景観の管理活用に参画する他地域住民の便宜施設等の拠点機能を担う。整備にあたっては機能性等を重視しつつ景観に配慮する。また、空き家となった家屋をはじめ既存施設の活用についても検討を行う。

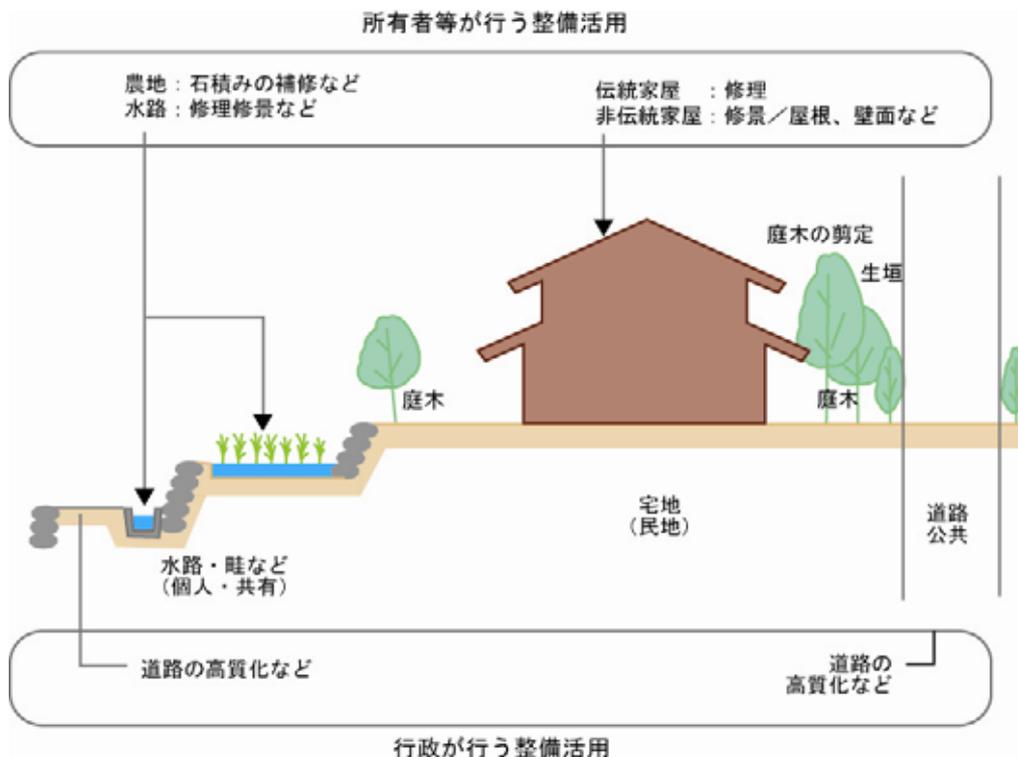
防災施設の整備

地元住民等が主体となって取り組む特定物件の保存を目的とした防災計画を策定する。計画に基づき、必要な防災施設を整備する。整備にあたっては機能性を重視しつつ景観に配慮する。

所有者等が行う整備活用

民有地における修理と修景は、それぞれ文化的景観の風致の維持を目的とした「修理（補助）基準」と「修景（補助）基準」に従って、文化的景観の選定範囲に居住する所有者あるいは管理者等が主体となって取り組むこととする。

「修理（補助）基準」と「修景（補助）基準」に従った修理や修景を行った者に対して、経費の一部について補助を行うこととする。



地元住民等が主体となる取り組み：「文化的景観の保存活用プログラム」

文化的景観の保存活用プログラムは、市民等の文化的向上に資するとともに地域文化の進歩に貢献する持続可能な取り組みを定めることが重要である。

その内容は地元住民等との協働のもと検討し、学校教育、生涯学習、文化交流等の観点から地元住民等が主体となって現在行っている活動を基本として、さらに取り組むべき事項を定めることとする。

<文化的景観の保存活用プログラム案>

棚田マップづくり

小学生などが参加する棚田マップづくりによる地域学習

石垣の調査

地区の各所にある石垣の位置や工法などを調査

棚田オーナー制度

都市住民との交流や農作業への参加

棚田のガイド支援

地元住民による棚田ガイド員への支援

農村写真・スケッチ大会

作品として展示することにより、地区の美しい景観を多くの人に見てもらい、理解して頂く
優秀作品の表彰など

「神楽」・「お田植まつり」などの疑似体験

地域の文化を直接体験してもらうことにより、地域への理解と親しみを育む

地域農業の伝承支援

古くから行われてきた地域農業の仕組みや、伝統的棚田の築造方法など実務的な内容を後継者に伝える制度

他地域住民（都市部）との連携

地元農家への農業支援など各種の交流やボランティア派遣等の制度としての確立、民泊による
地域住民と都市部住民との心の交流を行う

農村利用相談窓口の設置

移住者や短期滞在型の体験などの外来者と地元の仲介や斡旋、様々な相談などの窓口の設置



棚田オーナー制（農作業体験）



棚田のスケッチ大会



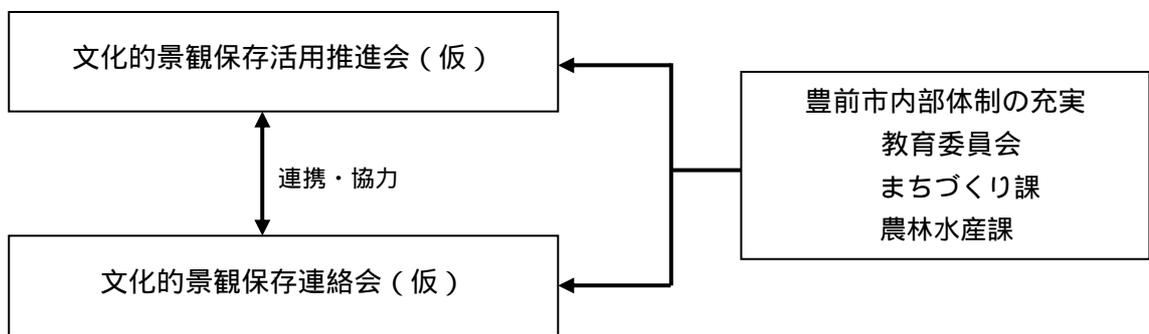
神楽体験

4-3 . 管理・活用運営プラン

文化的景観の管理活用運営とは、これまで述べてきた「6-1 . 保存管理プラン」、「6-2 . 整備活用プラン」を持続的に推進するために求められる取り組みである。

文化的景観の総合的な保存管理・整備活用の推進に向けて、文化財としての専門的な見地からの判断などを行うために、地元有識者と学識経験者等が参加し文化的景観に関する評価等を行い、また地元意見を集約するための「文化的景観保存活用推進会（仮）」を設置する。また、文化的景観の保護に資する総合的な取り組みを展開するために、所有者や管理者、事業者など関係団体等を含めた「文化的景観保存連絡会（仮）」による体制の構築を目指す。

将来的には地元主導型へ移行を目指し、当面の間、市教育委員会がこうした体制の事務局としての役割を担う。



管理活用運営体制の構築

文化的景観保存活用推進会（仮）

文化的景観保存活用推進会（仮）は、地元有識者、文化財、建築、土木、ランドスケープデザイン、都市計画等に関する多方面の学識経験者等、商工会議所、観光協会、婦人会、子供会、校長会、区長会といった各団体の代表者で構成される審議機関と保存管理・整備活用を推進する役割を担うこととする。

重要文化的景観の現状変更や履歴に基づく修理、修景等について専門的な観点から審議を行いながら、文化的景観を活かしたまちづくりや地域振興についても協議を行う。

体制の構築については景観法に基づく景観協議会との連携を図る。

文化的景観保存活用推進会（仮）の下部構成員には、地域住民に限らず求菩提地区の文化的景観の保存活用に関心の高い人々も参加することができることとする。

参加者においては文化的景観の理解のもと、教育、生涯学習、文化交流、町並ガイドなど、様々な場面で活躍し、自主的な財源の確保にも寄与するなど、文化的景観保存活用推進会（仮）の運営に協力する。

文化的景観保存連絡会（仮）

文化的景観保存連絡会（仮）は、文化的景観の構成要素の所有者や管理者等が中心となり地元意見を集約する地元組織とする。その意見は、文化的景観保存活用推進会（仮）へ原則報告することとする。

地元の行政区を基本単位とし、日常的な棚田の管理をはじめとした文化的な営みや、伝統行事等の地域文化の継承等支援を行う。

豊前市内部体制等の充実

豊前市内部体制等の充実とは、文化的景観の保存活用を円滑に進めるために必要な体制や支援策を整えることをいう。

体制については、景観に対する取り組みを関係各課係の連携を強化し、その中で文化的景観の保護の円滑な推進を目指す。

文化的景観の構成要素等の修理に対する助成措置として、「文化的景観保存活用補助金交付要綱（仮）」、ならびに選定範囲内における構成要素および文化的景観を保全するために要する経費の一部を補助するための基準を別に定める。

また、住民等により組織された文化的景観保存連絡会（仮）の活動に対する支援策の充実にも取り組み、文化的景観として景観の保存活用に顕著な功績を残した個人・団体・事業所に対しては、その顕彰にも努める。

技術的援助としては、文化的景観の保存活用に関し、必要と認められる場合には、物資を提供し、必要に応じて斡旋する。